

平成 2 7 年 第 3 回 定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 27 年第 3 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 27 年 2 月 24 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 27 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 27 年 3 月 4 日 午後 4 時 10 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	教育長	林伸行	○
総務課主幹	齊藤昭一	○	生涯学習課長	伊藤同	○
住民企画課長	小野寺祥裕	○	生涯学習課主幹	藤原勝美	○
住民企画課参事	江草智行	○	学校給食センター主幹	佐藤美則	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
保健福祉課長	石川篤	○	選挙管理委員会次長	齊藤昭一	○
保健福祉課主幹	五十嵐正美	○	監査委員事務局長	川口昌志	○
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課参事	横山智	○			
産業振興課参事	小南雅誉	○			
建設課長	松橋正樹	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
建設課主幹	竹内秀行	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	川口昌志	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 篠原真稚子 1番 佐藤 久哉
2			会期の決定	自3月4日 13日間 至3月16日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	2	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
8	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
9	承認	1	専決処分の承認を求めることについて(平成26年度津別町一般会計補正予算(第8号)について	
10	議案	4	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の制定について	
11	〃	5	津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
12	議案	6	津別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
13	〃	7	津別町換地委員会設置条例の制定について	
14	〃	8	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
15	〃	9	津別町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について	
16	〃	10	津別町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	11	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	12	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
19	〃	13	津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について	
20	〃	14	津別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
21	〃	15	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
22	〃	16	津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
23	議案	17	津別町立特別母と子の家条例の一部を改正する条例の制定について	
24	〃	18	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
25	〃	19	津別町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について	
26	〃	20	津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
27	〃	21	津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
28	〃	22	津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について	
29	〃	23	津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
30	〃	24	レストハウス条例の一部を改正する条例の制定について	
31	〃	25	津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
32	〃	26	津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
33	議案	27	津別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について	
34	〃	42	津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について	
35	〃	28	津別町立へき地保育所条例を廃止する条例の制定について	
36	〃	29	平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 9 号）について	
37	〃	30	平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
38	〃	31	平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
39	〃	32	平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
40	〃	33	平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
41	〃	34	平成 26 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 5 号）について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 27 年第 3 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 篠原真稚子さん 1 番 佐藤久哉君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

2 番、白馬委員長登壇願います。

○2 番（白馬康進君） [登壇] ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果についてご報告いたします。

去る、3 月 2 日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。

本定例会における議案の件数は、同意案 1 件、諮問案 1 件、承認案 1 件、条例案 26 件、補正予算案 6 件、新年度予算案 7 件、報告 1 件、計 43 件の内容であります。これに要する会期について、当委員会で十分検討した結果、お手元に配付しました会期

予定表どおり第3回定例会の会期は、3月4日から3月16日までの13日間と定めました。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力を申し上げ、委員会としての報告とかえさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告ありましたように、本定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針を行います。

町長から町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。

1. はじめに

本日ここに平成27年度予算の審議をいただき、第3回津別町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、昨年12月に3期目のスタートをさせていただき、町政の執行に対し決意を新たにしたところであります。国立社会保障・人口問題研究所や日本創生会議による人口予測を見ますと、津別町の未来は少し暗いものとなっています。日本全体の人口が減少する中で、この町だけ増加させることは極めて困難と感じていますが、下降線ができる限りなだらかなものにする努力を怠ってはならないと考えているところであります。

この人口対策をメインテーマとして、地方創生の取り組みが開始されたところですが、既に本町はこれまでさまざまな計画を策定し、その一つ一つを実行に移しているところであり、加えて一年前から検討してきました筑波大学との「まちなか再生共同研究」が、いよいよ本格的に始まろうとしています。悠久の歴史は延々と続き、私たちは今その一時を生きていますが、こうした研究活動をとおり未来を担う人材が育っていくことを強く望むものであります。

2. 公約の推進

第1次産業の振興につきましては、本町の基幹産業である農業において、本年度から10年間にわたって実施予定の国営農地再編整備事業により、経営基盤をより確かなものにしてまいります。

林業につきましては、森林バイオマスによる再生可能エネルギーの利活用を図るとともに、森林認証や加工・流通過程の管理認証の取得に対する助成を行い林業の振興を図ってまいります。

少子化・高齢化社会への対応につきましては、4月に開園する認定こども園の利用料を軽減するとともに、給食費を無料とし子育てを支援してまいります。また、若者

や高齢者が安心して住める住宅の建設を引き続き行うとともに、町民の憩いの場として自然運動公園一帯の再整備構想をもとに、具体的な一步を踏み出してまいります。

中心市街地の活性化につきましては、人口減少と少子化・高齢化による中心市街地の急速な衰退に伴う市街地機能の低下と、地域活力の減退などさまざまな課題に対し、市街地機能の維持保全、環境改善、施設整備、交通網の形成、地域コミュニティの再生、人材の育成など、まちなかの再生と持続可能な施策の調査研究を行うため、ラグビー合宿で交流のある筑波大学と次代を担う方々とともに「まちなか再生事業」に取り組んでまいります。

自治会と集落の活性化につきましては、日ごろより町づくりにご協力をいただいている自治会の皆さんの普段の活動の中で、みずからが住む自治会内の環境整備や、共同で使用する施設の修繕を行うなどの取り組みに対する支援について、自治会と協議し制度設計を進めてまいります。

また、活汲小中学校、本岐小学校、相生小学校の跡利用につきましては、現在それぞれ計画づくりを進めているところですが、地域の活性化に結びつくよう努めてまいります。

老朽化したインフラの再整備につきましては、現在、計画に基づき実施している道路と橋梁の改修を進めるとともに、上水道と下水道施設の長寿命化を進めてまいります。住宅建設につきましては、見直し後の住生活基本計画に基づき、引き続き建て替えを進めてまいります。また、中心市街地活性化の一環として複合施設の建設について、先の「まちなか再生事業」と連動させて取り組んでまいります。

もったいない地域資源の活用につきましては、合宿チームから評価の高いラグビー場をPRし、東京オリンピックやラグビーワールドカップの合宿誘致を進めてまいります。また、町内の産物を活かした特産品のレパトリー拡大を支援してまいります。

3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、協働のまちづくりを進める上で、地域の人材を育成することは、まちづくりの基本を成すものであり、「人づくり・まちづくり活動支援事業」による支援を行い、各般にわたる研修や交流事業などを合わせ、次代を担う人

づくりに取り組んでまいります。

花のまちの推進につきましては、引き続き花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会などと連携しながら、樹木を含めた花を活かした景観づくりに取り組んでまいります。

宿泊施設に係る指定管理制度の活用につきましては、昨年度に整備いたしました体験交流施設は、指定管理者の選定を行い「みいとインつべつ」として順調に営業を開始したところです。また、株式会社アンビックスを指定管理者とするランプの宿・森つべつは、本年度が指定管理期間の最終年となりますが、本町の観光と地域振興、交流人口の拡大を進める上で不可欠な施設であることから、相互に協力し合い効率的な運営と利用拡大に努めてまいります。

観光事業の充実につきましては、観光協会をはじめとする関係団体と連携し、誘客活動やイベント等への支援を行うとともに、観光協会事務局を多目的活動センターさんさん館に移設し、機能の充実と情報発信力を強化するとともに、イメージキャラクター「まる太くん」を積極的に活用したPR活動を行ってまいります。

また、森林セラピー基地の認定を受けて以降、NPO法人による森林セラピーガイドが上里地区において行われていますが、チミケップ湖周辺でも実施できるよう検討するとともに、ここ数年脚光を浴びています津別峠雲海ツアーにつきましても、引き続き道内外の方々に充実した対応が図れるよう支援してまいります。

北海道から移管された21世紀の森の活用につきましては、間もなく提出される「21世紀の森周辺利活用検討報告」に沿った取り組みを進めてまいります。

姉妹都市や友好都市等との交流につきましては、行政・団体・住民などさまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。また、本町の応援団であります「東京つべつ会」につきましては、会員の高齢化など課題はありますが、新たな会員の拡大と運営内容の充実を役員とともに進めてまいります。

定住対策につきましては「ふるさと定住促進事業」による新築、中古住宅購入の持ち家取得に対する助成と住宅改修の助成を引き続き行い、定住促進を図るとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。

4. 行政改革と構造改革

平成 22 年 3 月に策定の「津別町新行政改革大綱推進計画（改定版）」は、前期 5 年間のアクションプラン 55 項目の検証結果に基づき、本年度から始まる後期 5 年計画を実施してまいります。後期計画は、大綱に掲げる 9 つの戦略方針に従い、前期計画から引き継ぐ課題と到達目標を見定めたものとして策定され、特に総合計画に掲げる基本構想の実現と計画事業及びプロジェクトに基づくまちづくりを着実に進めていくための行政組織づくりに重点を置き、地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための計画として位置づけ、着実に実践してまいります。

事務事業のアウトソーシングにつきましては、昨年 4 月に特別養護老人ホームいちいの園等を社会福祉法人恵和福祉会に経営移譲したところですが、当施設は、本町の重要な介護事業所であるとともに、築 30 年を超える建物であることから、一定の支援策を講じ安定的な地域福祉サービスの提供と運営に遺漏のないよう連携を図ってまいります。

また、町道の維持管理業務につきましては、現在、建設業協会と協議を進めていますが、平常時の業務のあり方と、最近の全国的な集中豪雨による土砂災害や暴風雪など、災害時における業務のあり方をしっかり見極めながら、民間委託の可否を含めて本年度の早い時期に結論を出すよう努めてまいります。

機構改革につきましては、簡素で効率的な組織を目指し、住民サービスの向上と職員のスキルアップを図ってきたところですが、今後におきましても引き続き検証し改善を図ってまいります。

5. 住民と協働のまちづくり

住民との協働は、まちづくりの取り組みに不可欠なものであり、自助、共助、公助を念頭に置きながら自治会、NPO、企業、行政などのあらゆる住民が相互に連携し、主体的に取り組んでいけるよう進めてまいります。

住民満足度調査につきましては、隔年で実施していますが、住民から多岐にわたる率直なご意見が多く寄せられ、事務事業の参考となるばかりでなく、提言の一部を新たな施策として取り込むなど有効な活用が図られていることから、一昨年に引き続き

今年度も実施してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、導入3年目を迎え、現在4名の隊員が地域おこし活動の支援や経済振興等の担い手として活動しています。今年新たに2名の募集を行います。地域活動をとおして定住、定着が実現するよう活動を支援してまいります。

6. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、町内の事故死ゼロ2,000日（達成日平成27年9月10日）を目標として、交通安全協会をはじめ各関係機関や地域・職域等をとおして交通安全運動を展開していますが、引き続き、「第9次津別町交通安全計画」に基づき交通事故のない地域社会を目指してまいります。

防犯につきましては、あいさつ、見守り、助け合いなどの人や地域や社会の絆による安全で安心できる住みよい地域社会づくりを目指し、地域住民や関係機関と連携してまいります。

災害対策につきましては、地球の温暖化に関係すると思われる自然災害が、季節を問わず日本の各地で発生し、防災への備えと対応力がますます重要になっています。このため、関係機関や自治会などと協力し、自主防災組織の立ち上げをはじめとする防災体制を強化してまいります。特に過去に経験のない豪雨や数年に一度の暴風雪警報が発令された場合には、空振りを恐れず避難行動を呼びかけ、人命最優先の対策を講じてまいります。また、津別町地域防災計画につきましては、平成24年度に一部見直しを行いました。避難勧告等の発令基準や避難行動要支援者に関する規定の充実、避難所の指定など再度見直しを行い、概要版にて各世帯に周知してまいります。

火山噴火対策につきましては、雌阿寒岳火山防災会議協議会など周辺市町村や関係機関と連携しながら対応してまいります。

7. 福祉のまちづくり

今年度からスタートする地域福祉計画の基本理念である「誰もが楽しく健やかに、助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ」により、社会福祉協議会、民

生委員、自治会等と連携しながら楽しく笑いながら住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

生活困窮者の自立促進を図ることを目標として、生活困窮者自立支援法が本年4月1日施行されますが、大阪府立大学岩間伸之教授より「地域相互支援型自治体推進モデル」構築の研究を、東川町と津別町で実施したいとの申し入れがあったことから、研究に対する協力を行ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高い高齢化率とひとり暮らしの高齢者が増加する中、昨年開設したあんしん生活サポートセンター「ほっと」の存在は、徐々に町民に浸透しているところですが、今後、認知症の増加が懸念されることから、町民に対する周知と成年後見制度の普及に努めてまいります。また、国は、1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を公表したことから、地域包括支援センターを中心に、相談体制の充実や認知症対策など、介護、予防、医療、住まい、生活支援のサービスを一体的に提供できるよう努めてまいります。

さらに、介護保険ボランティア制度の充実を図るため、本年度において介護予防いきいきポイント事業（仮称）の実施に向け、社会福祉協議会と制度設計を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障がい者自立支援協議会などと連携しながら計画の推進を図ってまいります。

子育て支援につきましては、本年4月に開園する認定こども園に子育て支援センターを併設することから、運営母体となる社会福祉法人夢つべつと連携し取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、第2次健康づくり計画に基づき、すべての住民が安心して健やかな生活が送れるよう、がん検診をはじめとする各種保健事業の提供と健康教室や相談事業をとおしながら住民の健康保持・増進を図ってまいります。

地域医療につきましては、永く公的医療機関の役割を担っていただいている津別病院への支援を増額し、地域医療の安定的な確保に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、安定した財政運営を図るため一般会計繰入金金の拡充や、特定健診・特定保健指導の実施により、医療給付費の縮減を図るとともに、保険

税収納率の向上など医療費適正化事業に取り組んでまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、引き続き北海道後期高齢者医療広域連合の一員として適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、今年度から始まる第6期介護保険事業計画において、要支援者向けの事業の充実や医療・介護の連携による地域包括支援システムの構築に向け、町内関係機関と十分な議論を進めてまいります。また、町内民間事業者との連携を図りながら適切な介護サービスの提供に努めてまいります。

8. 環境に配慮したまちづくり

一般廃棄物対策につきましては、一般廃棄物最終処分場を延命させるため、ごみの減量化と分別回収を推進してまいりましたが、残り6年ほどで飽和状態になると予測されているため、新たな処分場建設に向けた調査検討を進めてまいります。また、ごみ処理においては、大空町との連携を引き続き行うとともに、津別町環境衛生推進協議会等とともに資源循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。

環境基本計画の推進につきましては、「豊かな自然とともに育むまち・つべつ」を副題に策定され、木質バイオマスを始めとして町全般にわたる取り組みが網羅されたことから、新たに環境基本計画推進協議会を設置し、各種関連施策の展開の進行を検証しながら、環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、津別町地域温暖化対策実行計画により、引き続き役場庁舎及びその関連施設から発生する温室効果ガス排出量を抑制する取り組みを進めてまいります。

廃屋対策につきましては、空き家等撤去促進事業による補助制度の活用が多くされていることから、今年度も引き続き取り組みながら、良好な生活環境を守り、美しい景観の向上を目指してまいります。

9. 産業の振興

農業につきましては、TPP交渉の行方や農協改革、世界的な穀物価格の高騰など農業を巡る状況は急激に変化しており、国は、「戸別所得補償制度の導入」「品質、安

全・安心といった消費者ニーズに沿った生産体制への転換」「6次産業課による活力ある農山漁村の再生」という三つの政策を基本に、新たな「食料・農業・農村基本計画」の見直しを行い、その方針に基づく施策が示されたところです。

本町におきましては、これらの施策を有効に活用し、現場の主体的判断を尊重した多様な取り組みを支援し、持続可能な農業の実現とこれを支える人材の確保を図ってまいります。また、本年度より実施される国営農地再編整備事業につきましては、事業推進体制を整備し取り組んでまいります。

林業につきましては、本格的な利用期を迎えた人工林の活用を中心に、新たな森林・林業施策が打ち出されたところですが、本町の森林の整備・保全につきましては、丸玉産業森づくり基金の有効活用などにより、地域材の安定的・効率的な供給体制の確立に向けた支援を行ってまいります。

地域材の利用拡大につきましては、町内森林の約9割を占める森林認証林から産出される認証材の生産・加工・流通工程の管理認証（C o C認証）取得に対する新たな支援を行ってまいります。

森林バイオマス利用拡大につきましては、「森林バイオマス熱電利用構想」に基づき、再生可能エネルギーの利活用の取り組みを段階的に進めてまいります。

また、町民の財産である町有林の管理につきましては、昨年策定しました第13次森林施業計画に基づき、森林の持つ公益的機能と持続可能な森林経営の推進を図り、将来の財産形成と地域林産業の活性化を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、アベノミクスによる経済効果の実感はまだ得られていませんが、住宅建設など公共事業の推進と定住対策事業などにより、地域経済への一定の効果と地元業者の振興を図ってまいりました。本年度におきましては、商工会からの要請に基づき、新たな支援制度の検討を行うとともに、中小企業者の経営安定を図るため、融資や利子補給などの支援を継続してまいります。

10. 社会資本の整備

町道の整備につきましては、平成21年度に策定の市街地町道整備計画に基づき整備を進めてきたところですが、Aランクの整備がほぼ完了し、計画策定時の町道を取り

まく状況が変化してきたことから、平成 26 年度において計画の見直しを行い、今年度は柏町町道 108 号線の舗装改良を行います。

舗装補修につきましては、舗装された幹線町道の 36 路線について、補助事業による路面性状調査を実施し、平成 28 年度より計画的に道路修繕事業を進めてまいります。また、本年度は、一条通と道道北見津別線を結ぶ町道 126 号線の舗装補修を行います。

橋梁の整備につきましては、平成 24 年度に策定の橋梁長寿命化修繕計画に基づき改修等を進めていますが、本年度は、設計を終えた中線橋ほか 6 橋の改修を行うとともに、活汲橋と美園橋の補修設計を行います。このほか、5 年ごとの橋梁点検として活汲橋ほか 9 橋の点検を実施いたします。

道道北見津別線開成峠の登坂車線造成及び道道津別陸別線の道路改良につきましては、現在工事が進められていますが、早期に完成するよう要望してまいります。国道 240 号の曲線緩和につきましては、昨年度から 2 年間の予定で工事が行われており、津別市街地の歩道整備の延長について引き続き要望してまいります。

道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、現在、漁業者との関係で工事が進められない状況にありますが、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

町民の足を守る公共交通につきましては、平成 24 年 10 月から相生線、上里線を混乗スクールバスに改変し、現在、恩根線、二又線、東岡線を合わせ 5 路線で混乗スクールバスを運行しているところです。本年 4 月からは、認定こども園の開設と活汲小学校・本岐小学校の津別小学校への統合に伴い、東岡線の運行経路の見直しと新たに活汲線を運行することとしており、今後とも公共交通の確立・維持に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、平成 21 年 3 月に策定の住生活基本計画に基づき建て替え事業を進めてまいりましたが、策定後 5 年が経過したことから平成 26 年度に見直しを行い、今後 10 年間の計画を新たに策定したところです。この計画に基づき、今年度はまちなか団地Ⅲ工区 1 棟 4 戸の建設と、西町団地 16 戸の実施計画を行うとともに、既存住宅についても計画的な維持管理を行いながら快適な住環境の整備を進めてまいります。

水道事業につきましては、市街地内に残存する石綿セメント管の更新を行うとともに、上里浄水場の着水井・配水池の塗装と、老朽化した動力計装盤の更新を行い、安全で良質な水道水を供給するため、適切な維持管理に努めてまいります。

下水道事業につきましては、農業集落排水と特定環境保全公共下水道を統合する7号汚水幹線管渠新設工事を継続して行うほか、下水道長寿命化計画に基づき、地震対策としてマンホールポンプ所改築更新と下水道管理センター電気計装設備の更新を行い、施設の適正管理と事業の経営維持・向上に努めてまいります。

11. 財政運営と各会計の予算規模

今年度の国の予算は、「経済再生と財政再建の両立」を実現する予算として、前年比0.5%増の96兆3,000億円で編成されました。

地方財政計画につきましては、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制し、地方税の増収を反映させ、最大の関心事である地方交付税は、地方創生元年として1兆円を計上したものの、地方税収の増により前年度比1,000億円、0.1%減の16兆8,000億円となりました。さらに、地域の元気創造事業費や地域経済基盤強化対策などで、7,500億ほど減額になったことから、過疎地域の財政は厳しさを増すものと推測しているところです。

このような中、本町の平成27年度の予算編成につきましては、緊急性と住民要求の高い事業を選択しながら、健全財政を念頭に効率的・効果的な予算編成を行ってまいりました。歳入の中心である地方交付税の算定にあたっては、昨年実績と国の地方財政概要を勘案し、基礎的財政収支対象経費を十分精査し、前年度比10.8%減の24億円として予算計上いたしました。

本年度の一般会計予算の総額は、前年度比14.9%減の46億8,600万円となりましたが、これは主に認定こども園建設事業関連経費の減によるものであります。

また、特別会計等の増減の主な要因につきましては、国民健康保険事業特別会計は保険財政共同安定化交付金の制度改正による増額、後期高齢者医療事業特別会計は広域連合納付金の減額、介護保険事業特別会計は保険給付費介護サービス等給付費の増額、下水道事業特別会計は下水道整備費の増額、簡易水道事業特別会計は総務管理費

の増額、上水道事業会計は建設改良費の増額によるものです。

国は、総合戦略に基づき「まち・ひと・しごとづくり」の早期展開に向け、平成 26 年度補正予算により、今年度中に地方版総合戦略の作成を義務付けたところです。今後、人口ビジョンを見据えながら、地域経済の活性化、雇用、教育、医療、福祉、防災など数多くの行政課題に取り組むこととなりますが、「まちなか再生事業」と連動させながら持続可能な町づくりを進め、効率的な行財政運営に努めてまいります。

以上により編成した平成 27 年度各会計予算は、一般会計 46 億 8,600 万円（前年度比 14.9%減）、国民健康保険事業特別会計 10 億円（前年度比 10.1%増）後期高齢者医療事業特別会計 9,290 万円（前年度比 4.8%減）、介護保険事業特別会計 5 億 2,770 万円（前年度比 1.9%増）、下水道事業特別会計 5 億 9,330 万円（前年度比 22.4%増）、簡易水道事業特別会計 4,500 万円（前年度比 6.9%増）、上水道事業会計 2 億 860 万円（前年度比 7.0%増）合計 71 億 5,350 万円（前年度比 7.7%減）となりました。

12. 結び

第 5 次津別町総合計画の前期 5 年の執行は、一部遅延したものもありましたが、議会並びに町民の皆様のご協力のもと、おおむね順調に実現できたものと考えております。本年度から後期 5 年計画が始まりますが、3 期目公約のスローガンとしました「まちをロマンチックなエコタウンに」を、後半の計画と融合させながら町づくりに取り組んでまいります。

P D C A を求める国の地方創生と地方交付税の縮減が進められる中ではありますが、効果的な行財政運営に職員と一丸となり取り組んでまいりますことをお誓いし、平成 27 年度の町政方針といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で町政方針を終わります。

◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、教育行政方針を行います。

教育長から、教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（林 伸行君）〔登壇〕

1. はじめに

平成 27 年第 3 回津別町議会定例会の開催にあたり、平成 27 年度教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

教育は、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後の一層の発展を実現する基盤です。

教育委員会といたしましては、平成 27 年度施行となります新教育委員会制度をはじめとする現下の教育環境や社会情勢及び将来展望等を踏まえ、津別町に住むすべての皆様が、人生の各時期において多様な学習を能動的・自発的に行い、時代の変化の波を乗り越えて、たくましく生きる力や充実した人生を過ごすことができる、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。あわせて、教育活動の質を高めるため、信頼関係です。引き続き、教育関係者間の「信頼」と「連携」を機軸として教育行政を進めます。

2. 学校教育

学校教育では、子どもたちが将来、自分で道を切り拓いていけるたくや丈夫な根、生きる土台となるしっかりとした根を育てることを継続目標とし、基礎的・基本的な知識・技能に基づく「確かな学力」、基本的な生活習慣の定着や他人を思いやり協調していくことができる「豊かな心」、すべての活動の源であり「たくましく生きるために必要な体力」を育むなど、調和の取れた教育を進めます。

特に、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで支えていただこうと、昨年度、町内 10 事業所に学校応援団になっていただき、学校便りの掲示や事業所見学、出前授業などの応援・協力を得ました。今年度におきましても、さらに協力いただける応援事業所や外部講師の拡大を目指します。引き続き、地域の信頼に応える学校づくりを進めていくため、人、もの、環境などの地域資源の活用や社会のさまざまなかかわり、情報交流を進めるなどのほか、公開授業の時数増や学校評議委員会の開催増など、一層、開かれた学校づくりを推進します。

「確かな学力」を育むため、各種テストの効果的な活用や児童・生徒に「できた、わかった」を実感させる授業、そのための指導携帯の工夫、支援員の配置のほか、少人数指導や習熟の程度に応じた指導など、きめ細かな指導に努めます。あわせて、児童・生徒の家庭における学習のあり方も課題であることから、保護者の協力を得てこれまで以上に、家庭での読書や学習習慣の定着を図るなどにより、わかる勉強イコール楽しい学校につながる取り組みを進めます。

特別支援教育の推進につきましては、育ちの手帳やI T機器の活用、連携協議会の機能充実を図ります。また、異校種間や関係機関等との連携による子どもの発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図り、個別の教育支援計画に基づく児童・生徒一人一人のニーズに応じたきめ細やかな学習支援に取り組みます。

特色ある教育活動の一つであります少人数学級につきましては、今年度、統合により児童・生徒数が増える小学校新5年生、中学校1年生において実施することとし、基礎・基本の確実な定着と、たくましく豊かな心を育てる教育の推進に努めます。

木育授業につきましては、愛林のまち・津別町の基幹産業である林業や木の文化についての理解を深めるため、小学校3年生、5年生及び中学1年生で実施します。

夢授業につきましては、夢を持つこと、失敗や挫折を乗り越えて努力を続けるなど、夢に向き合う基盤づくりとして、文化・スポーツなど各界で活躍する方々の実技講習や講演会等を実施します。

「豊かな心」を育むため、基本的な礼儀であるあいさつを、児童・生徒がしっかり身に付けることができるよう取り組みますが、街中ですれ違う子どもたちが、自然な気持ちの表れとしてあいさつを実践できるよう家庭や地域のご協力をお願いします。また、子どもの徳育においては、家庭の役割がとても大事です。家庭における基本的なルールとして「早寝・早起き・朝ごはん」運動の定着化をはじめ、基本的な生活習慣が身につくよう、学校と家庭が連携した取り組みを進めます。あわせて、小学校では自然体験学習や高齢者等との交流活動、中学校ではボランティア活動のほか、新たに地元事業所の職場体験や農業体験を実施するなど、人や社会とのかかわりを通じて豊かな心の育成に努めます。

いじめ問題につきましては、アンケートや相談活動などにより、子どもたちの変化

の観察や危険信号を見逃さないようにするとともに、学校・家庭・地域と連携を密にして早期発見・早期解決に努めます。また、ネットでの軽い書き込みがいじめにつながる危険性があることから、引き続き、ネットトラブルの防止に取り組みます。

不登校につきましては、保護者や小中の連携強化、教育相談員の活用等により、不登校を生まない環境づくりに努めます。

「たくましい体」を育むため、本町の子どもたちが苦手な、走るという基本的な運動の機会を、学校生活や日常活動において増やすことをはじめ、社会体育と連携して体の動かし方やうまくなるコツをわかるよう授業内容を工夫するなど、「できた、楽しい」を実感できる機会の拡充に取り組みます。

学校給食につきましては、児童・生徒が地域の自然や食文化等についての理解を深めるため、できるだけ地元食材の活用に努めます。なお、アレルギー除去食は引き続き実施し、安全でおいしい給食の提供に努めます。

食育につきましては、地元産の食材がそろそろ秋以降には、オール津別産の食材による給食提供を試み、地元産物の理解や食物の生産にかかわる人々への感謝など食に関する正しい知識や理解を深める取り組みを進めます。

「教育環境」の安全・安心な学校づくりにつきましては、津別小学校の児童玄関横に職員室を移設します。これにより登下校時や休み時間の児童の様子の確認や、防犯対策等が強化できるものと考えています。あわせて、交通安全教室や防災訓練等により児童・生徒みずから身を守る能力を育てるほか、スクールガードリーダーや地域の協力を得るなど、より安全・安心な教育環境づくりを進めます。

学校の統合につきましては、本年4月から活汲小学校と本岐小学校が津別小学校と統合しますが、児童・生徒が新しい環境に早く慣れ、楽しい学校生活を送ることができるよう、より良い教育環境づくりに配慮します。なお、地域の重点課題であります学校跡地の活用は、両地域の意向に添えるようしっかり対応してまいります。

北海道津別高等学校につきましては、「生徒の夢を応援する学校」として、毎年、国公立学校への進学を実現させている進学講習をはじめ、就職に有利な各種資格の取得など特色あるさまざまな取り組みが徐々に地元はもとより近隣市町の生徒や保護者に理解されてきたと感じているところです。引き続き、高等学校振興対策協議会をはじめ

めとする学校関係者や議会のご理解、ご協力をいただきながら、地元高校の安定経営を支援してまいります。

3. 社会教育

平成27年度からスタートする第6次社会教育中期計画では、基本目標を「学び合い、つながり合い、活気あるまちづくりを目指す社会教育の推進」と掲げました。施策の推進に当たっては、町民一人一人が、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の提供をはじめ、学びを通じて人と人のつながりや必要な知識・技術を身につけ、その成果を社会参画や社会貢献活動につなげていくことができる学習基盤の整備など、町民の興味、関心、希望を満たす社会教育の推進に努めてまいります。

「社会教育活動」の家庭教育につきましては、家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもたちが家族とのふれあいを通じて基本的な生活習慣や生活能力などを身に付ける大切な場であることから、情報や学習機会の提供、相談・支援体制の充実に努めてまいります。

少年教育につきましては、アソビバ！つべつをベースとして、通学合宿や学習サポート事業の拡充のほか、体力向上にもつながる自然体験教室の開催や土曜日の教育支援事業など、身近な教育資源を活用して、学校や家庭では得難い体験学習の場を提供します。また、放課後等の子どもの健全育成事業につきましては、児童館において放課後児童クラブと児童館活動等を一体的に推進します。

青年教育につきましては、高校生のボランティアサークル及び設立3年目を迎える青年活動プロジェクト「a n d」が、年々、活動の幅を広げています。引き続き、若者の活発な交流により町を元気にしようとする新たな取り組みに期待するとともに、活動をしっかり支えてまいります。

成人教育につきましては、各分野の専門知識や技能を有する方に登録いただいている「まなびい〜ふる」の活用などにより、町民の生涯学習活動を充実させるとともに、社会教育講座の開設、健康づくり教室など、成人期のニーズに沿った学習機会の提供に努めます。

高齢者教育につきましては、健康な毎日を過ごせるよう健康教育の充実や、寿大学

などで伝承遊びを通して世代間交流を図るなど、笑い、健康、生きがい、仲間づくりなど、高齢期を元気に過ごせることにつながる魅力ある学習プログラムの提供に努めます。

「文化活動」につきましては、町民が芸術文化に親しみ、生きる喜びや暮らしに潤いと活力が持てるよう、観賞機会や体験機会の提供に努めます。また、自主的な文化活動が継続して展開できるよう、各団体・サークルの指導者養成活動や後継者育成を支援します。

文化財の保護につきましては、旧本岐中学校空き教室に保管しております本町の歴史や文化・風土に関する資料を、専門家による整備・区分を行い、町民の財産として未来に継承する作業を進めます。

図書活動につきましては、これまでスペースの狭隘解消や機能充実を要望されてきましたが、知の拠点となる図書室をどのように整備すべきかなど、今年度を初年度として検討してまいります。引き続き、ボランティアの協力をいただいて読み聞かせや絵本ふれあい事業を行うなどにより、子どもたちによい本との出会い、本に親しみ。本の楽しさを知ってもらう活動にも力を注いでまいります。

「生涯スポーツ活動」につきましては、スポーツ推進委員や関係機関、総合型クラブ・かるっちゃつべつと連携し、親子スポーツ教室や水中運動教室、中・高年層を対象とした各種教室、高齢者を対象とした転倒予防教室などにより、幅広い年代層における運動の日常化・生活化を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指します。また、本町の子ども体力増進に向けて、成長期に有効といわれていますコーディネーショントレーニングを、学校と連携して進めます。

スポーツ合宿につきましては、スポーツ振興などの教育的効果をはじめ、経済効果、町の知名度の高まりにつなげてまいります。今後も関係団体と連携し協力を得ながら、スポーツ合宿の定着による町の活性化を目指します。

社会教育施設の管理につきましては、多目的運動公園サッカー・ラグビー場の芝を1面張り替えるほかトレーニング機器の更新、パークゴルフ場の管理は前年度同様、専門業者の技術指導を受け、良質な芝を維持できるよう整備してまいります。

4. 結び

以上、平成 27 年度教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し上げました。

引き続き、子どもからお年寄りまで、いつでも、だれでも、どこでも学習活動ができる教育環境づくりに努力してまいりますので、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 以上で教育行政方針を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 本日ここに第 3 回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、2 月臨時議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。去る 2 月 14 日、旭日双光章 津別町自治功労者 元津別町議会議員 西澤伸夫様のご逝去されました。故人は、昭和 49 年 11 月、津別町議会議員に初当選され、以来 8 期 30 年にわたり本町の自治振興に多大なご貢献をいただいたところであります。故人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、みなと森と水サミット 2015 についてであります。2 月 4 日、昨年オープンした東京都港区「みなとパーク芝浦」において、全国 76 協定自治体のうち 47 自治体が参加し開催されました。

サミットでは、港区長より「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の実績と「みなとパーク芝浦」における木材活用事例についての基調講演が行われ、引き続き協定自治体 5 市町村からの提案報告が行われました。その後、この施設の見学会が行われ、協定材をふんだんに使用したこだわりに驚かされたところであります。

引き続き環境・森・木材などに関する情報交換を積極的に進め、持続的な木材利用

の促進に努めてまいります。

次に、船橋市長への表敬訪問についてであります。みなと森と水サミット 2015 の出席に合わせ、2月5日、3期目就任の報告を兼ねて松戸船橋市長を表敬訪問いたしました。この際に、市長より船橋市の農業青年と津別町の農業青年の交流を進め、次の世代への広がりを持たせたいとの提案があったことから、帰町後、JA組合長に伝え交流を進めることについての確認を行ったところです。

また、船橋市内で配布されている無料月間タウン誌「My Fun a」の発行責任者と面談し、津別町に関する記事の掲載や地方創生関連として、本町でのIターンセミナーや開催等を企画するなど、両市町の新分野の交流拡大を平成27年度より共同で進めることについて話し合いを行いました。

次に、北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使についてであります。2月7日、春季キャンプ激励のため、ファイターズ応援大使 2015 津別実行委員会「津別O・N（オーエン）隊」の大東会長とともに、一軍のキャンプ地である沖縄県名護市を訪問し、津別町の応援大使となった中田翔選手と大嶋巧選手に、つべつ和牛20キロ、オーガニック牛乳60本の目録を贈呈いたしました。

セレモニーは球場内の特設会場で行われ、多くの報道陣に囲まれる中、私から「ぜひ優勝して町の子どもたちに会いに来てください。」と激励したところ、中田選手からは「さまざまな形で津別町をPRします。」大嶋選手からは「一軍でしっかり結果を残して足を運びます。」と、それぞれ意気込みが語られました。贈呈式の様子は、球団のホームページで紹介されており、また町のホームページ、広報つべつ3月号でも紹介しているところです。

町民有志の活動として、実行委員会が1月19日に結成されましたが、子どもたちに夢を与える絶好の機会であり、北海道に根差す球団を目指して活動する北海道日本ハムファイターズを、町民の皆様により身近に感じていただけるよう、実行委員会が企画するさまざまな事業をとおして、町をあげて応援してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご協力をお願いする次第であります。

また、3月2日札幌市において、応援大使を務める選手と市町村長による総決起集会在開催されるとともに、球団の招待者約800人が集まる激励会が行われ出席いたし

ました。

招き猫伝説によると、劇団四季の「キャッツ」公演が行われた所にある球団の優勝確率は極めて高いとのことでした。2013年仙台公演のあった東北楽天ゴールデンイーグルス、2014年に福岡公演のあった福岡ソフトバンクホークスは、それぞれ優勝を果たし、2015年は、現在札幌市で開催されているところです。今シーズンは北海道日本ハムファイターズにとって大変期待の持てるシーズンとなりそうです。

次に、津別町森林バイオマス熱電利用構想報告会についてであります。2月9日、林業研修会館において85名が参加する中、津別町森林バイオマス熱電利用構想の概要と取組状況について報告を行い、続いて、一般社団法人北海道再生可能エネルギー振興機構理事長 鈴木 亨氏と株式会社アジア地域連携研究所代表取締役研究所長 飯澤理一郎氏から、再生可能エネルギーの取り組みに関する基調講演をいただいたところです。

また、参加者を対象に行ったアンケートでは、95%の方から構想を推進すべきとの回答をいただくなど、エネルギー利用に対する関心の高さをうかがい知ることができました。引き続き、関係機関と連携しながら構想の実現に向け取り組んでまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。2月25日現在、一般土木工事関係については30件、3億2,010万3,000円、一般建築工事関係については29件、1億2,296万円、上・下水道工事関係については14件、1億6,711万3,000円、設計等委託業務関係については21件、5,162万1,000円となっており、平成26年度は総額6億6,179万7,000円で、すべての発注を終了したところであります。

次に、落雪による死亡事故についてであります。2月27日、午後5時半ころ、西4条4番地に在住の小川勝弘さんが、一条通において建物と建物の間、幅約60センチの通路内で、厚い氷と雪に埋まった状態で発見され、午後8時ころに死亡が確認されました。通路内を1人で除雪中に屋根からの落雪に遭った可能性が高いと見られていますが、町としましてはこのような痛ましい事故が二度と起こらぬよう広報活動などにより注意を喚起してまいります。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定及び新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告

といたします。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

取り消します。

再開します。

ただいまの行政報告に対して質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎同意第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、同意第 2 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました同意第 2 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

現公平委員会委員 田中 誠氏は、平成 27 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、公平委員会規約第 3 条第 1 項の規定により、後任の選任をいただきたく議会の同意を求めるものであります。

候補者としましては、紋別郡西興部村字西興部 293 番地、昭和 25 年 6 月 16 日生まれの高畑秀美氏、64 歳をお願いするものであります。高畑氏は、西興部村長を 3 期 12 年務められ、本年 1 月に退任されております。

なお、任期は平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間であります。

ご同意方、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて説明をさせていただきます。

人権擁護委員候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が議会の意見を聞きまして推薦を行うものでございます。

本町では、現在3名の方が人権擁護委員として委嘱されておりますが、そのうちの1名の鷹背とし子氏が平成27年3月31日をもって任期満了となることから、その後任の候補者を推薦するものでございます。

候補者としましては、津別町字達美258番地21、昭和22年5月22日生まれの鷹背

とし子氏、67歳を引き続きお願いするものあります。

鷹觜氏は、平成24年4月から現職にあり、識見はもとより経験も豊富で周囲からの信頼も厚く適任者として思慮いたしますので、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決します。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり答申することに決定しました。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町一般会計補正予算（第8号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

1ページの専決処分第1号をご覧ください。平成26年度津別町一般会計補正予算（第8号）について専決処分を行ったものでありまして、専決の理由に記載しておりますとおり、津別町議会の議員として30年余り、議長も歴任いたしました西澤伸夫氏のご逝去にあたりまして、議会葬儀を執行することになったことから、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、2月15日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、補正内容をご説明します。次ページの補正予算の条文をご覧ください。第

1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ 99 万 3,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 57 億 7,033 万 4,000 円と規定するものであります。

第 2 項につきましては、次ページとその次のページにおきまして、第 1 表のとおり補正額を款項区分に整理し、第 1 項の補正額及び予算総額としたものであります。

次に、資料の事項別明細書につきまして歳入の 3 ページ、4 ページをご覧ください。今回の補正に関しましては、特定財源がありませんので一般財源のみの充当となりますが、12 月議会の第 6 号補正におきまして一般財源の精査をしていますことから、今回は款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金から、財政調整基金繰入金として全額の 99 万 3,000 円を増額するものであります。

次に、歳出です。5 ページから 6 ページをお開きください。款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費の負担金といたしまして、議会葬儀執行に係る経費のうち、対象経費の 2 分の 1 としまして 99 万 3,000 円を負担したものであります。

議案に戻りますが、説明いたしました一般会計補正予算の専決処分につきまして、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりまして議会に報告するものであります。承認賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 何点か質問させてもらいますけれども、故人には心から哀悼の意を表するところだということを前段申し上げておきたいと思えます。

各論については、明日以降話し合いが持たれるというふうなことを聞いていますので、小さなこととか、あまり事務的なルールについては省きます。

それで、この議会葬をやるにあたって、このルールいつできたのかということを経初の段階で聞いたのですけれども、いつできたかという答弁がなかったと。我々議会葬のいろいろルールについてはいただいていますけれども、これにも期日が入っていないと。我々も先輩議員や何かにもいろいろ聞いたのですけれども、あんまり記憶していない方が多いのかなというふうな感じでした。

前段はそのくらいにしまして 2、3 点質問したいというふうに思います。そのルー

ルをいつつくったのかということ。これを伺いたいと。

それと、2点目としては、管内の制定の動向はどうかということをあわせて聞いておきたいと。

そして3点目、最後になりますけども、議会葬をやられてから素朴な感じで町民各層や有志の方々に、いろいろ話や何かも入ってきたり言われるのですけども、町民世論的にはちょっとなかなか町民の認識が至ってないのかなという形で、いろいろ異論もあるというふうな状況なのかなというふうに思います。本来でしたら、先に全員を集めて、これはやっぱり協議をするのが筋であって、このルールには正副議長、委員長というふうに書いてますけども、これも多分できたのは20年も前か、そのぐらいでないかなというふうに思うのですけども、これ一方では議員全員が協力するというふうな明記もされていますので、議員全員がこぞって、きちっと葬儀を行えるような、そういう姿勢が大事でなかったかなということで質問しておきます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じます。

ほかにございませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 町のほうにお聞きをしたいと思います。

この関係については、前から基準があったというように聞いておりますが、町側と議会側とどういう協議がなされて議会葬の、いわゆる職員の手伝い含めてなったのかお聞きをしたいと。

それから、当日吹雪で相当荒天は予想されていたという中から、管理職全員を招集かけて今私が前段申し上げた葬儀役員に入れるということについて町のほうが決定したと思われませんが、その点についてあわせてお聞きしたいのと、この吹雪について災害対策本部等設置するような状況にあったというふうに思いますけども、判断に問題

がなかったのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議会葬にするということは、議会の取り決めであるというふうに聞いておりましたので、弔問に行った際に、そこでそういう取り決めがございませぬということでしたので、当然これは議会葬になるのだろうなど。年数だとか、そういうものが決められているということですから。従いまして、その前の過去の経過も含めて、町としても葬儀に対して応援をするというか、協力をしていくということにかかわった内容でございますので、それでご理解をいただければというふうに思います。そして吹雪もありましたけれども、それはそれでこちらで十分、これまでも12月から何度も経験をしておりますので、そういう判断のもとで、やはり礼を尽くすところはしっかり尽くしていこうということを進めたということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 私が申し上げているのは、今町長がお答えになったことについては認識しているつもりです。ただ、管理職全員招集をかけて葬儀役員に名前を連ねたと。そのことについて、葬儀の会場だとか、いろいろ判断する材料が多分あるのではないかと思います。先ほど申し上げた町民を守る町側が、こういう想定される中で、そういうことを判断されたことについて問題がなかったのかというふうにお聞きをしておりますので、再度お聞きをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） 葬儀の役員については、確かに管理職全員招集して全員名前が入ってございましたけれども、両日とも全員が美幌のほうに向かったわけではなくて、大体半分程度は、今ちょっと人数までははっきりしたことを申し上げられませんが、半数は1日交代というような形で、そういう対応をしております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第4号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第4号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(石川 篤君) ただいま上程となりました議案第4号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

4月から施行されます新しい子ども・子育て新制度におきまして、特定教育・保育施設、これは新しい施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、保育所を指しますけれども、及び特定地域型保育事業、これも同じような施設型給付を受ける19人以下の小規模保育事業等を指しますが、これらの利用者負担額につきましては、町村で定めなさいということになっておりますので、今回制定をするものでございます。

第1条につきましては、趣旨を規定してございます。この条例は、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する小学校就学前の子どもに係る利用者負担額に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条につきましては、定義を定めてございます。

第3条につきましては、利用者負担額について定めております。ここでいう第1号

につきましては、法第 19 条第 1 項第 1 号に該当するもの。別表第 1 に定める額。これにつきましては、俗に言う 1 号認定、3 歳以上の幼稚園対応の子どもの部分を指してございます。第 2 号につきましては、法第 19 条第 1 項第 2 号に該当するもの。別表第 2 に定める額。これにつきましては 2 号認定、3 歳以上の保育に欠ける子ども。保育所対応型の子どものでございます。第 3 号、法第 19 条第 1 項第 3 号に該当するもの。別表第 3 に定める額。これにつきましては、3 歳未満の保育対象の子ども、3 号認定とっておりますけれども、これについて記載しております。

第 4 条につきましては、月途中の入園、退園に係る利用者負担額について規定しております。

第 5 条につきましては、利用者負担額の減免について規定しております。

第 6 条は、委任事項について規定しております。

附則につきましては、この条例は法の施行の日から施行するというので、27 年 4 月 1 日を予定してございます。

そこで、別表第 1、これは幼稚園対応型第 1 号認定の子どもの部分でございますけれども、この表のとおりになってございます。

備考のほうをご覧ください。1 項といたしまして、この表の第 3 階層以上における地方税法第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、これは寄附金税額控除第 314 条の 8、外国税額控除、同法附則第 5 条第 3 項、配当所得、第 5 条の 4、第 6 項、住宅借入金等特別税額控除、第 5 条の 4 の 2、第 6 項、住宅借入金等該当年の期間延長だとか、この部分の規定は適用しないものとするということで、これらの控除する前の金額で利用額を算定していくということを規定してございます。

2 項につきましては、支給認定保護者の属する世帯の階層が第 2 階層と認定された世帯であって、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とするということで、支給認定保護者の属する世帯の階層が第 3 階層と認定される世帯であって、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から 1,000 円を控除するという、これも国の基準と同様でございますが、その中に該当する部分であれば、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定

する配偶者のないもので、現に児童を扶養しているものの世帯。属に言うひとり親世帯というふうに判断してございますが、次に掲げる在宅障害児、障害者を有する世帯。身体障害者福祉法に基づく身体障害者の手帳の交付を受けたもの。あとは療育手帳の交付を受けているもの。あと精神保健福祉手帳の交付を受けているもの。あと、特別児童扶養手当を受けているもの。また、国民年金の障害年金を受けている方。これらが第2階層の場合では無料です。第3階層の場合は、規定の金額から1,000円差し引いた金額になりますよということを規定してございます。

もう一つ、支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯を入れてございます。

3項といたしまして、同一世帯において満3歳から小学校6年生までの範囲にある子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とするということで、これは町の独自の施策として小学校、国で定める部分では小学校3年生までですが、小学校6年生までということで拡大してございます。

別表第2につきましては、2号認定の子どもについて記載しております。

次をめくってください。備考については、ほぼ同じなのですが、第3項においては、1号認定につきましては満3歳から小学校6年生までの範囲となってございましたが、第3項につきましては、同一世帯において小学校6年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから2人目はこの表の利用者負担額に掲げる額の半額、3人目以降は無料とするということで、ちょっと別表第1とは、ちょっと内容が変わっているということで、これは保育に欠ける子どもですから、ゼロ歳から該当するということで、こういう表記をしてございます。第3表についても同様の表記でございます。

なお、これらの利用者負担につきましては、2月16、17日、認定こども園の説明会を町内において行っております。

本岐地区においては8名、活汲地区については7名、町内については47名、62名の出席でしたけれども、あわせて利用者負担額についても説明申し上げましたが、この利用者負担に関する異論といえますか意見は特になかったということをしつけさせ

ていただきたいと思います。

また、2月末現在の保育に係る認定、今度は新しく認定証を町が出しますから、認定証の処理状況でございますが、1号認定につきましては26人、2号認定につきましては46人、3号認定につきましては20人、合計しますと98人ということでございます。ただ、現在未処理という部分がまだ今6件ございまして、これは4月以降津別町に転入してくる予定ですがけれども、今のところ住民票がないということで、ちょっとまだ処理していない部分ですとか、あと、満3歳になったら入る予定していますよという部分がありまして、その辺がまだちょっと処理してございませんが、予想ですとまだまだもう少し出てくるのかなという判断をしておりますが、2月末現在の処理状況につきましては以上ということでございます。

原案にご協賛いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第5号 津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第5号 津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について内容の説明を申し上げます。

これは、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法等の改正に伴い従来厚生労働省令で定めることとされていた介護予防支援事業所の指定基準を町の条例で定めるという形になりました。この介護予防支援事業所といいますと、津別町でいいますと包括支援センター、要支援1、2の方のサービス計画をつくる事業所でございます。それらの指定基準を町の条例で定めることになったということでございます。その省令の中では、従うべき基準だとか参酌するべき基準がございますが、介護予防のため効果的な支援方法に関する基準並びに介護…、すみません、間違えました。今回の条例の制定については、国の基準を上回る内容や異なる内容など、特段の事情や地域性が認められないことから、原則国の基準に基づいて制定することとしております。ただし、一部の項目として町独自の基準を盛り込んでございます。

それでは、内容の説明を申し上げたいと思います。本文のほうをお開きください。今回の条例につきましては、第1条から第35条までのちょっと多めの条例になっておりますので章立てになってございます。第1章といたしましては、総則で趣旨を規定してございます。第2条につきましては定義を定めております。第3条につきましては、基本方針、指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わせるものでなければならないということ

うたっております。

第4条につきましては、指定介護予防支援の指定を受けることができる者ということで、ここにつきましては町独自の基準ということで、法第115条の22第2項第1号の条例で定めるものは、法人（津別町暴力団排除条例第2条第3号に掲げる者を除く。）であるものとするということで、これは町独自の基準を定めてございます。

第2章につきましては、人員に関する基準ということで、第5条では従業員の員数、第6条では管理者について定めております。

第3章といたしましては、運営に関する基準ということで、第7条といたしまして内容及び手続の説明及び同意について記載してございます。それで、第8条につきましては、提供拒否の禁止ということに記載しております。1ページをめくってください。指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。第9条につきましては、サービス提供困難時の対応ということで、指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の実施区域等を勘案し、利用申込者に対し、みずから適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないということでございます。第10条につきましては、受給資格等の確認。第11条につきましては、要支援認定の申請に係る援助、指定介護要望支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならないというように書いてございます。第12条につきましては、身分を証する書類の携行を書いてございます。第13条につきましては、利用料等の受領。第14条につきましては、保険給付の請求のための証明書の交付。第15条につきましては、指定介護予防支援の業務の委託。第16条につきましては、法定代理受領サービスに係る報告。第17条につきましては、利用者に対する介護予防サービス計画の書類の交付。第18条につきましては、利用者に関する市町村への通知。第19条につきましては、管理者の責務。第20条につきましては、運営規程。第21条につきましては、勤務体制の確保。第22条につきましては、設備及備品等。そして第23条につきましては、従業員の健康管理。第24条につきましては、提示ということ。そして第25条につきましては、秘密の保持。これは当然ですけれども、指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な

理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
第 26 条については広告。第 27 条につきましては、介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等。第 28 条につきましては、苦情処理です。まためくってください。
第 29 条につきましては、事故発生時の対応について記載してございます。第 30 条につきましては、会計の区分。第 31 条につきましては、記録の整備。第 32 条につきましては、指定介護予防支援の基本取扱方針。第 33 条につきましては、指定介護予防支援の具体的取扱方針について記載してございます。1 枚まためくっていただきます。
また、めくっていただきます。第 34 条につきましては、介護予防支援の提供に当たっての留意点。第 35 条につきましては、準用規定ということで、附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するということでございます。

ちょっと簡単に説明させていただきましたけども、原案にご協賛いただきますよう
よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 6 号 津別町地域包括支援センターの人員

及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第6号 津別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について内容の説明を申し上げます。

この説明資料をご覧いただきたいと思います。めくって1ページをお開きいただきたいと思います。この条例につきましても、従来厚生省令で定めることとされた部分が、今後につきましては町の条例で定めて行っていきなさいということになりましたので、基本的に町で条例を定めて行っていくというものでございます。

第1条といたしまして、趣旨を規定してございます。これは、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものということで、第2条といたしましては定義を記載してございます。第3条につきましては、運営に関する基準ということで、地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2項といたしまして、地域包括支援センターは、津別町地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないということでございます。

4条につきましては、人員に関する基準を定めてございます。地域包括支援センターに置くべき、おのずからその職務に従事する常勤の職員の人数は、次に掲げるとおりとするということ、保健師その他これに準ずる者ということ。1号といたしまして保健師その他これに準ずる者を1人ということ、説明のほうの下段のほうにありますが保健師その他これに準ずる者1人ということ、保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。看護師には準看護師は含まないものとするということでございます。

2号といたしまして、社会福祉士その他これに準ずるもの又は主任介護支援専門員その他これに準ずるもの1人ということです。説明を見ていただきたいのですが、社会福祉士その他これに準ずるもの又は主任介護支援専門員その他これに準ずるもの。社会福祉士に準ずるものとして、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験者を言うということで、主任介護支援専門員に準ずるものとしては、ケアマネジメントリーダー研修を終了し、実務経験を有し、介護支援専門員の相談、支援に関する知識、能力を有している者。こういう方がいなければ包括支援センターには該当してこない。この保健師ですとか、社会福祉士又は主任介護支援専門員を置きなさい、2名以上置きなさいという形になってございます。この条例につきましても、4月1日から施行するということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第7号 津別町換地委員会設置条例の制定に

ついてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいま上程となりました議案第7号 津別町換地委員会設置条例の制定について内容の説明を申し上げます。

制定しようとする条例は、土地改良法に基づき国が行う土地改良事業において必要があるときには、その事業施工に係る地区について換地計画を定めることと規定されております。このことから、平成27年度より実施予定の国営農地再編整備事業津別地区におきましても換地計画を定めることが必要となりました。国が行う土地改良事業におきましては、国が計画を定めることとなりますが、土地改良法の規定に基づき換地処分等の業務の一部について法定委託事業として知事が行うこととなります。このことを受け北海道は、道の換地委員会設置取扱要領に基づきまして事業の実施地区に換地業務を委託すると。津別町に委託するという形になります。委託を受けた津別町におきましては、換地委員会を設置するものとされております。このため、27年度より予定される津別町地区におきましても、換地委員会の設置が必要となることから今回換地委員会の設置条例を制定し、事業の適切な推進を図ろうとするものであります。

それでは、条例の各条項について説明いたしますので、説明資料3ページをお開きください。津別町換地委員会設置条例第1条は、委員会の設置の規定です。前段説明いたしました内容に基づき委員会を設置するものです。

第2条は、委員の人数及び職務の規定です。委員の人数は17名以内として、町長が委嘱又は任命することとし、右の説明に記載の委員構成とするものです。また、委員の職務につきましては、3項の各号について調査検討し、町長へ報告する旨を規定しております。

第3条は、委員長及び副委員長の選任の規定です。

4ページになりますが、第4条は、委員の任期を規定しており、任期は換地業務の完了の日までとするものです。

第5条は、会議の招集等について規定しております。

第6条は、委員会において職員が意見を述べること。また、受益者等から説明を求

めることができると規定しております。

第7条は、委員会での決定事項等の報告義務について規定をしております。

第8条は、委員会の庶務を産業振興課において行うとしております。

第9条は、その他必要事項について委員会に諮り別に定めるとしております。

それでは、議案書にお戻りください。ただいま説明しました内容を条文化したものです。附則といたしましてこの条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 簡単に質問をします。

換地条件、言葉では非常に優しいのですが、以前から交換分合含めて土地のお互いの合意というか、その辺難しい問題がいっぱいあると思うのですが、まずこの辺の問題で難易度が結構あるのかどうか、ちょっとそのことについて前段聞きたい。

それと、もう一つは、これが例えば不調に終わった場合に、事業には多分関係ないと思うのですが、その辺2点だけお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいま質問のありましたまず1点目でございますけれども、議員おっしゃるとおり個々の財産のある意味交換的な形になりますので、慎重にまず扱わなければならないというのが前提にあるかと思えます。交換にあたっては評価を行って金銭で解決する場合も出てきますけれども、そういったことを含めて慎重に取り扱わなければならないということが一点ございまして、ただ、今回国営事業におきましては、そういう事例も予定をしておりますけれども、国有地それから道の土地、北海道の土地、町の土地含めて号線、基線、それから河川敷がありますので、それらも換地扱いで処分ができるということになっておりますので、主にそちらのほうの面積のほうが多いのですが、今言われたように個々の案件も出てまいりますので、そこについては慎重な取り扱いが必要かなというふうに思っております。

あと、2点目の不調の場合につきましては、換地ができないという、結果的にできないという形で元のままの形で耕作をお願いするという格好になるかと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 国営農地再編事業を進めいくのに条例が必要だということはわかります。それで、今谷川議員のほうからも換地のことについて、交換分合のことについてあったのですけれども、過去に交換分合に関する条例が多分制定されていると思うのですけれども、中身についてはそう大きくは、やること自体は変わらないのかなと思うのですが、それはそれで置いたまま、これはこれでということだとすれば、交換分合に関する条例については、今後そのまま残しておくのか、どうするのかちょっとその部分をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいまの質問ですけれども、中身的には昔実施していた交換分合と大きくは変わらないのですけれども、換地で大きく違うのは先ほど谷川議員の質問にもお答えしましたけれども、国有地ですとか、そういう部分も個人といますか取得ができるという部分でいいますと、交換分合ではそこはできないはずでありますので、そういったものができるように換地という扱いで今回そういうものを整理していくという考えであります。

交換分合につきましては、これは農業委員会のほうの関係になってくるかと思うのですけれども、依然として法律そのものはありますので、それは残しておく必要があるのではないかというように判断をしております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 02分

再開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第8号～議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び日程第15、議案第9号 津別町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び日程第15、議案第9号 津別町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第8号から順次説明を求めます。

総務課主幹、

○総務課主幹（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第8号及び第9号について内容のご説明をさせていただきます。

はじめに議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本件につきましては、教育の政治的中立、継続性、安定性を確保し、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を趣旨とし、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置するなどの教育長について。また、教育委員会は、教育長及び委員をもって組織するなどの教育委員会について。また、町長は教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、その実情に応じ教育に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするという大綱の制定、さらにはすべての地方公共団体に総合教育会議を設置するなどを規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、津別町議会委員会条例及び津別町職員の定数条例並びに津別町就学指導委員会条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、お配りしております説明資料の5ページを開いていただきたいと思います。議案第8号資料であります。まず、津別町議会委員会条例新旧対照表をご覧ください。第19条、出席説明の要求の1行目の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

次に、津別町職員の定数条例新旧対照表をご覧ください。第1条、定義の3行目の「教育長」を削除するものでございます。

先の委員会では、第2条職員の定数の20名を19名に変更する説明を行ったところでありますが、現行の20名には既に教育長は含まれておりませんので、人数の変更は伴わないことを申し添えさせていただきます。申し訳ございませんでした。

次に、津別町就学指導委員会条例新旧対照表をご覧ください。まず、条例名の「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、第1条、趣旨の2行目の「第23条第4号」を根拠法令の条ずれ解消のため「第21条第4号」に改め、3行目の「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改めるものでございます。

なお、この法律の改正に伴い津別町特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例についても一部改正が必要とな

り、また津別町教育委員会委員長の給与及び勤務時間等に関する条例は廃止となりますが、これらにつきましては、議案第 12 号、議案第 13 号、そして議案第 15 号にてそれぞれご提案申し上げます。

議案にお戻りいただきたいと思います。議案では、ただいまご説明申し上げた内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、1、施行日は、平成 27 年 4 月 1 日からとし、2、旧教育長に関する経過措置は、この法律の施行の際、現に在職する教育長は、任期中につきなお従前の例により在職するというものでございます。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

引き続きまして、議案第 9 号 津別町教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第 8 号でご説明いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長は常勤の特別職の職とされたことにより、教育委員会教育長の服務に関する条例の制定が必要になったことによる条例の制定であります。

資料の 6 ページをご覧くださいと思います。議案第 9 号説明資料であります。第 1 条、趣旨は、法律の規定に基づき教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとするとしております。

第 2 条、勤務時間等は、説明欄に記載のように新教育長は、常勤と規定されることから一般職と同等に休憩時間を除き 1 週間当たり 38 時間 45 分とし、勤務についての諸条件については、教育委員会規則で定めるとしてあります。

第 3 条、服務に専念する義務の免除は、次の各号いずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるといふものであります。第 1 号では、厚生に関する計画の実施に参加する場合。第 2 号では、前号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則に定める場合としております。

説明欄をご覧ください。職務専念義務の免除につきましては、条例の定めるところにより、教育委員会において承認することとしてあります。備考欄をご覧ください。営

利企業等への従事については、法の定めにより教育委員会の許可がなければ行うことができないとされています。

第4条、委任は、この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定めるとしております。

議案にお戻りください。議案では、ただいまご説明したものを条文化したものでございます。

附則といたしまして、1、施行期日、平成27年4月1日から施行するとし、2、旧教育長に関する経過措置は、この条例は現在の教育長が在職する間においては適用されないというものでございます。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 8 号及び議案第 9 号の 2 件については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 10 号 津別町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました議案第 10 号 津別町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

お配りしております資料の 7 ページをご覧くださいと思います。まず、条例改正の経緯についてであります。行政手続法が行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために、一つ目は行政指導の根拠等の明示、二つ目は行政指導の中止等の求め、三つ目は処分等の求めということで、三点について改正されました。平成 27 年 4 月 1 日から施行されることになりましたので、本条例の改正を行うものでございます。

行政手続法の規定は、町が行う処分の一部及び行政指導の手続きには適用されないため、これらの手続きを規定する津別町行政手続条例を制定しておりまして、今回行政手続法の改正により新たに加えられた手続き等を本町の条例においても規定する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。新旧対照表の 7 ページから 11 ページの第 28 条までは、常用漢字の改定に伴う名宛人等の改正であります。11 ページ、中段以下の行政指導の方式以降が今回の改正内容でありまして、先ほどの根拠等の明示、中止等の求め、処分等の求めが新設、追加されるものでございます。

それでは、議案書の条例本文にお戻りください。附則としまして、施行日につきましては、行政手続法の施行日と同じ平成 27 年 4 月 1 日となります。あわせて、津別

町税条例の一部も記載のとおり改正となります。

本件につきましては、地方自治法第96条第1項により議会の議決を求めるものでございまして、以上ご説明させていただきましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、議案第13号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、議案第13号 津別町教

育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定についてまでを一括議題とすることに決定しました。

議案第 11 号から順次説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） それでは、ただいま上程となりました議案第 11 号から議案第 13 号まで一括して説明させていただきます。

説明資料の 14 ページの新旧対照表をご覧ください。まず、議案第 11 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。平成 26 年人事院勧告に係る平成 26 年中に必要な改正につきましては、昨年の 11 月臨時議会においてご承認いただきまして改正をさせていただきましたが、平成 26 年度分については、昨年度のみの措置として 12 月分の期末手当に一括して 100 分の 15 月分を上乗せして改正いたしました。この期末手当につきましては、これまでも職員と同様の改正をしてきておりますので、職員の勤勉手当と同様に 6 月、12 月の期末手当にそれぞれ 100 分の 7.5 月分を上乗せし、6 月の期末手当を「100 分の 197.5」月分、12 月の期末手当を「100 分の 212.5」月分とするものです。なお、施行月日は公布の日となります。

次に、議案第 12 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてあります。説明資料の 15 ページの新旧対照表をご覧ください。今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、津別町特別職の職員の給与に関する条例の第 1 条に教育長を加え、第 3 条に教育長の給料月額を加えるとともに、第 4 条に定める期末手当の率を、先ほど説明しました議会議員の期末手当の支給率と同様に改正するものであります。

なお、議案第 13 号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例については廃止することとなりますが、議案第 12 号、議案第 13 号いずれも附則において、施行月日は平成 27 年 4 月 1 日となりますが、現教育長の在任期間については改正前又廃止前の条例を適用する経過措置を設けるものでございます。

いずれも地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明をさせていただきましたので、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 11 号から議案第 13 号までの 3 件は、原案のとおり可決されま

した。

◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 14 号 津別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） それでは、ただいま上程となりました議案第 14 号 津別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

先ほども説明いたしましたけれども、平成 26 年人事院勧告に係る平成 26 年度中に必要な改正につきましては、昨年の 11 月臨時議会においてご承認をいただき改正いただきましたが、今回の改正につきましては、勧告に基づく給与制度の総合的見直しを中心とした平成 27 年 4 月からの改正についてお願いするものでございます。それではお配りしております説明資料 16 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、最初に勤勉手当についてでございますけれども、平成 26 年度分につきましては、昨年度のみ措置として 12 月分一括して 100 分の 15 月分を上乗せして改正いたしました。今回の改正につきましては、6 月、12 月の勤勉手当にそれぞれ 100 分の 7.5 月分を上乗せして 100 分の 75 月とし、あわせて再任用職員につきましても 100 分の 32.5 月を 100 分の 35 月分に改正をお願いするものでございます。

続きまして、給料表の改正についてであります。新旧対照表のとおり 1 級から 2 級 12 号俸までは改正がございません。2 級 13 号俸からは、すべてダウンということ。最大で 4 %、平均で 2 %程度の引き下げとなっております。5 級と 6 級にそれぞれ 8 号俸の給料表が増設されましたが、6 級でいいますと最高号俸、ページでいいますと 20 ページの一番端になりますけれども、最高号俸に達したとしても 1 万 4,700 円のダウンということになります。これにより 19 名が改正なしで、ほかの職員についてはすべて減額ということになります。

次に、説明資料 16 ページの新旧対照表、制定附則第 16 項、特定職員に支給する給

与の特例措置についてでございますけれども、これは現在 55 歳を超えた 6 級以上の職員につきましても、給料、期末手当、勤勉手当、管理職手当の額から 1.5%減額して支給しておりますが、この減額措置が平成 30 年 3 月 31 日で廃止されることに伴う改正でございます。

続きまして、議案書のほうに戻っていただきまして、附則について説明いたしますけれども、第 1 項施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日です。第 2 項につきましては、職務の級を異にして異動した職員の調整であります。第 3 項につきましては、先ほど説明したとおり 2 級 13 号俸以降は減額となりますが、減額に該当する職員 82 名の給料月額を 3 年間、平成 30 年 3 月 31 日まで、または給料月額に達するまで現在の給料月額を保障する経過措置でございます。年数ごとの到達する人数でいいますと経過措置がない職員が 19 名、1 年で到達する職員が 16 名、2 年で到達する職員が 5 名、3 年で到達する職員が 8 名、3 年経っても到達しない職員が 53 名となります。年齢層的には大体 46 歳以上は、3 年間では到達しないこととなります。また、昇格等により途中で 55 歳超え、6 級となった場合は先ほど説明したとおりで 1.5%の減額が適用されるという内容でございます。附則の第 4 項につきましては、特に不均衡が認められる場合の調整でありまして、育児休業を取得している職員などがこれに当たります。第 5 項につきましては、途中採用職員などに対する調整です。社会人枠での採用などがこれに当たります。第 6 項については規則への委任となります。

大変恐縮ですが再度説明資料の 22 ページの新旧対照表をご覧ください。中段以降の附則の改正でございますけれども、平成 19 年からの経過措置につきましても、平成 30 年 3 月 31 日までの期限を設ける必要があるため、改正附則の改正をお願いするものでございます。なお、改正附則の改正のため、本則及び制定附則と同一例規ではできないため、給与条例の一括条例として提案するものでございます。

本件につきましても、地方自治法第 96 条の 1 項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご説明をさせていただきましたので、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長(鹿中順一君) 日程第21、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(伊藤泰広君) それでは、ただいま上程になりました議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

今回の改正は、先の第8号議案で説明いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うものと交通指導員の報酬の基礎額の改正をお願いするものであります。

それでは別途配付しています説明資料23ページの新旧対照表をご覧ください。非常勤特別職に対する報酬を規定する第2条に關しまして別表第1の改正となります。まず、教育委員会の委員長ですが、先の第8号議案で説明した内容のとおり、法律の改正によりまして委員長職がなくなるということから、改正前の下線が引いている部分、

職名の「委員長」、単位の「月」、報酬の額「3万7,000円」が削られ、改正後の表のとおりとなります。

次に、交通指導員の報酬の改正ですが、現在年額で報酬を定めております。交通指導員の任務として主なものが街頭指導への出勤となっておりますが、仕事の都合や家庭の状況などで予定された回数を比較的出勤できていない指導員の方から申し訳ないというような声が聞こえていたところでありまして、交通指導員で組織しています指導員会議において他の市町村等も参考にしながら協議してきたところ、一定の年額の報酬額を確保しながら出勤回数によって出勤報酬を上乗せする方法がよいとの結論に至りまして今回提案するところでありまして。

改正内容といたしましては、改正前指導部長が年間「7万円」を年間「2万8,000円」に、指導部副部長が「6万8,500円」を「2万6,500円」に。指導員が「6万7,000円」を「2万5,000円」に改正いたしまして、さらに備考のほうに備考の規定といたしまして、「出勤報酬として1回につき2,100円を追加支給するものとする。」というものであります。この2,100円の金額につきましては、年20回の出勤で現在の金額と同じになるということで決めさせていただいております。平成25年度の平均回数が別途で交付金等で対応していましたパトライト出勤も含めまして21.41回ということでありますから、パトライトの交付金をなくしてもこの出勤報酬でおおむね年間妥当だろうというところで判断したところでありまして。

それでは、議案のほうの条文をご覧ください。今新旧対照表で説明いたしました内容につきまして文章化したものでありまして、別表第1のみの改正条文となります。

附則につきましては、第1項で施行期日の規定です。平成27年4月1日から施行するものです。第2項につきましては、経過措置の規定でありまして、教育委員会委員長に係る部分を削る改正規定は、現在の教育長が在職する間は従前の例、つまり委員長職は引き続きあるということになります。

以上、改正議案の内容を説明とさせていただきます。原案についてご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 15 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 16 号 津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） ただいま上程となりました議案第 16 号 津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由につきましては、4 月から開園する認定こども園の園児、小学校統合による生徒の足を確保する必要があることから、所要の改正を行おうとするものであります。また、文言を改めるものであります。

では、説明資料の新旧対照表に添い内容を説明いたします。資料の 24 ページをお開きください。第 2 条の運行内容であります。第 1 項の表について活汲小学校通学区の生徒の通学、認定こども園の園児の通園の足の確保のため、運行路線名の東岡線の次に「活汲線」を加え、乗車方法は住民混乗といたします。備考に、「ただし、東岡線及び活汲線については、規則で定める。」とするものであります。規則で定める内容につきましては、この路線は民間バスが運行している路線であることから、乗車でき

るのは活汲小学校通学区域の小学校、中学校の生徒、認定こども園の園児といたします。運行経路、運行区間、運行時刻につきましても、見直しを行い規則において所要の改正をいたします。

第3条の運休日ではありますが、第2号の祝祭日の次に、「(相生線を除く。)」を加えます。これは、相生線は祝祭日も運行しているためでございます。

第4号、第5号は、学校の休業日における運休日を定めたものでありますが、全路線月曜日から土曜日までの運行となることから削るものであります。

文言の整理として、第2条第2項及び第10条中、「町長が別に」を「規則で」に改めるものであります。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を条文と整理したものであります。附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 17 号 津別町立特別母と子の家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 17 号 津別町立特別母と子の家条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

説明資料の 25 ページをお開きください。今、現在母と子の家につきましては、活汲、本岐、相生の 3カ所がございます。そのうち、活汲、本岐保育所につきましては、特別母と子の家で保育を行ってございます。4月からは認定こども園ですべて保育を行うということになりますので、第 3 条の使用の特別母と子の家は、母子研修と幼児保育及び老人クラブ活動の場として自主運営により使用するものとするところから、「と幼児保育」を削除するという内容でございます。

議案のほうに戻っていただきまして、議案につきましては、改正条文を整備したものです。附則といたしましては、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 何点かお伺いをしたいと思います。

今説明があったとおり本岐と活汲については、保育の部分がなくなるということでもございましたけれども、この条例の設置目的、第 1 条に書いておりますけれども、これからすると、特に相生については、老人クラブが一部使っているかというふうに思います。かつ、活汲については老人クラブも併設、活動していないということから、この条例に掲げております目的、設置について整合性がとれないのではないかとということと、もう一つ、今後のこの 3 施設について、どういう運営方法で考えていかれるのか、この母子の健全育成というのを残して改正をしたいということでもございますけれども、それあたりの考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 特別母と子の家につきましては、現在本岐、相生に

つきましては、老人クラブとして利用している部分があります。活汲につきましては、特に利用してはございませんので、この部分につきまして、活汲につきましては、現在保育所がなくなった後、利用する予定はないということでございます。あと、今現在本岐につきましては、一部利用したいという申し出もございますので、その内容をもう少し精査して、その利用要件がまた該当してくるとなれば、行政財産であれば、このままではお貸しすることができないということになりますので、そうなった場合、老人クラブの関係もございますが、内容につきまして精査して、例えばこの条例を廃止して行政財産でなく普通財産にしてお貸しするよう形になるのかなということを考えてございます。

現段階では、まだ老人クラブの使用という部分もございますので、認定こども園ができることにより幼児保育がなくなるということで、この文言を削除させていただきたいということでございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 状況はわかりますけれども、条例というのは、やはり目的と設置をはっきりさせて条例化をしているというふうに認識しております。この3施設については、この目的、設置についてかなり外れてくるのではないかなと思います。老人クラブだけであれば、普通財産に戻して老人クラブはそのまま利用可能かなと思っております。

今課長のほうの説明で、今後利用の申し入れというのですか、そういうものもあるというふうに今お聞きしたわけですが、この施設が特に相生と活汲については、全く外れているような感じがいたしますので、それあたりこういうものであれば速やかに廃止して、町民が別な形で利用できるように考えられてはどうかと、そういうことで再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 確かに、今現在母子研修、この項目で言えば母子研修という部分は、現実的にはやっていないのかなというふうに思います。ただ、ここで仮に母と子の家ということで母子研修をどかしますと全然本来の目的がなくなってしまふという部分もございます。ただ、これにつきましては、今年度中に利用したい

という方の申し出もございますので内部で協議いたしまして、また議会とも相談させていただきまして、この建物のあり方等について結論を出していきたいというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、議案第 18 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 18 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

説明資料の 26 ページをお開きください。今回の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設等地域支援事業に関する改正がなされました。また、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令

の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令において第1号被保険者の保険料率に関する基準が標準6段階から標準9段階に改正され、その基準が示されました。これらの改正を踏まえ、津別町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

また、医療介護総合確保推進法附則第14条に基づき、地域支援事業の実施の猶予に係る部分も条例で定めさせていただくというものでございます。

今回の改正につきましては、平成27年から29年までの第6期介護保険事業計画の介護保険料の基準月額を今までの2,800円から3,800円に1,000円アップになるということ。もう一つは、介護保険料の区分を6段階から9段階に改正するという事。もう一つは、普通徴収の納期を4期から5期に変更するという事。あと、附則において新しい総合事業の実施月だとか、認知症地域推進支援員の実施時期、あと、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の推進だとか、これらの附則において実施時期を決めさせていただくというような内容になってございます。

それでは、第2条につきまして、見出しにつきましては、「保険料率」を「保険料」に改めるという形にしております。条例の中では率については定めておりませんので、保険料だけを記載してございますので、保険料と改めるということでございます。

介護保険施行令第38条の政令に定める基準により保険料を定めておりましたが、今回は施行令39条の特別の基準による保険料率の算定により市町村で定めることができるということですので、39条で保険料を定めてございます。そこが今までは施行令38条の第1項第1号というふうになってはいますが、今回の改正におきましては施行令第39条第1項第1号に掲げるというような形でやっております。なぜ39条を使うかといいますと、38条でやりますと国の定められた率をもってやっていくわけですが、39条につきましては、市町村で特別の基準により算定ができるということでございますが、改正前の第3号、第3号に掲げる者2万5,200円という部分がございます。これは、第4号が基準額ですが、これの0.75の率で算出してございます。ただ、附則において、この0.75の率につきましては、金額では2万1,000円、0.625という形で現在の条例になってございます。そして、このまま新しい条例で、改正後で38条を使いますと0.75の率になりますので、これを前回と同じに上げることなく0.625にするため

施行令 39 条を使って行うということでございます。

第 2 項以下につきましては、改正後の第 2 項以下、「平成 27 年度から 29 年度までの令 39 条第 1 項第 6 号イの市町村が定める額 120 万円とする。」以下、第 5 号までにつきましては、これは新設でございますが従前の第 38 条を適用すると特に定める必要はないのですけれども、39 条においては、施行規則において定められていないものですから、この部分は基準額以上の部分について条例で定めていくというものでございます。

次、28 ページをお開きください。第 3 条におきまして、普通徴収に係る保険料の納期を定めてございます。改正前につきましては、1 期から 4 期までということでしたが、改正後につきましては 1 期、「第 5 期」を追加いたしまして、「翌年 2 月 1 日から同月末日まで」を追加してございます。4 期から 5 期ということに変更するというところでございます。基本的に今回保険が月額 1,000 円アップするという部分がございまして、なるべく 1 回の納期当たりの部分がいままでどおりと変わらないようにするため、納期を 1 回増やしてございます。

ここの附則の中で、附則の第 3 条です。法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、附則第 14 条第 1 項により介護予防及び生活支援の体制整備の必要性にかんがみ、その円滑な実施を図るため平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとするということですが、これは介護予防の総合事業につきましては、平成 27 年 4 月から実施するというところでございますが、ただ、実施できない場合は条例の中に定めて、平成 29 年 4 月から実施できるように体制を整えなさいということでございます。それで、この部分を附則で定めさせていただいたということでございます。2 項の法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、医療介護総合確保推進法附則第 14 条第 3 項により、その円滑な実施を図るため施行日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとするということですが、これにつきましては、認知症初期推進チームだとか、認知症地域支援推進委員を置きなさいということになってございまして、これらにつきましても、27 年 4 月から実施

なのですが、条例で期日を定めれば、それまでの間は猶予できますよということをご
ざいまして、これは30年の4月までに体制整備をなさいよという部分でございます。
第3項につきましては、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、医療
介護総合確保推進法附則第14条第4項による、その事業の実施に必要な準備のため、
施行日から町長が定める日までの間に行わず、当該町長が定める日の翌日から行うも
のとするということでございます。これにつきましては、生活支援サービスの体制整
備、生活支援コーディネーターだとか協議体をつくりなさいよと言っているのですが、
これも同じく27年4月1日から実施しなさいと。ただ、体制が整わない場合は、条例
で期日を定めて、これも30年4月からこういう事業が実施できるような体制猶予期間
が設けられているということでございます。

第4項につきましては、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、医
療介護総合確保法推進法附則第14条第5項により、その円滑な実施を図るため、施行
日から町長が定める日までの間に行わず、当該町長が定める日の翌日から行うもの
とするということで、これも27年4月1日から実施しなさいよと。ただ、条例で期間を
定めれば、その間は猶予いたしますということで、30年4月からこれも実施しなさい
というような形で、今年の27年から29年、早いところで4月まで、この間で、こう
いう新しい介護保険の部分の体制整備を行っていきなさいということでございます。
ですから、今度の第6期計画の中でいろいろな介護予防だとかの推進体制、これらを
各自治体で整備していきなさいというような形になってございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、本文につきましては、現在説明した内容
を条文として整備したものでございますので、この条例の施行は27年4月1日から施
行するということでございます。

以上、内容の説明を終わりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時54分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。
暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 54 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。
暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時 10 分

再開 午後 2 時 26 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に議会運営委員会が開催され、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をいたさせます。

○事務局長（川口昌志君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第 4 回議会運営委員会が開催され、第 3 回津別町議会定例会の運営について協議がされました。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

議会運営委員会委員長より報告がありますので、これを許します。

2 番、白馬委員長。

○2 番（白馬康進君） [登壇] 休憩中に第 4 回議会運営委員会を開催し、議案第 18 号の改正文に誤りがあり、訂正の取り扱いについて協議いたしました。

内容については、ただいま配付いたしました訂正議案のとおり取り扱うことにいたしましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） 議案書の改正分の表記に間違いがございました。大変ご迷惑をお掛けしまして申し訳ございません。

先ほど配られました差し替えの文章の上から3行目から7行目までが改正された条文でございます。お配りしております説明資料の28ページ、ちょっとご覧いただきたいと思いますが、新旧対照表で左側、2期から4期まで記載してございます。それで、右側に改正後の第3条ということで1期から5期まで記載してあります。これが、正しい表記でございまして、先ほどお配りしております条例改正文でいきますと、第4期のこの「まで」が欠落しておりまして、そのまま打ち込むと第4期が12月1日から同月26日と、という形で、それに第5期が横につながっていく形になりますので、その部分を訂正させていただくという内容でございます。

大変申し訳ございません。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） ただいま、いろいろご苦心をされているというような説明もありました。保険料率の問題とか、納期を増やすとかというような問題で、ご苦心をされているということはわかるのですが、従来2,800円から1,000円程度値上げをするということについてなのですが、2,800円の時代がちょっと長かったというふうに思っていますが、その間にグループホームだとか小規模多機能の施設などが増えまして、保険料が上がるのはやむを得ないのかなというようなこともあるのですが、この保険料を値上げするにあたって、本来介護給付費準備金というのですか、基金があったと思うのですが、介護保険の。値上げをするときには、できるだけ値上げを抑えるようにこの基金を取り崩して充てるというような、そういう考え方があったと思うのですが、今回の場合、どれぐらい基金を充ててこの保険料にされたのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 先ほどの白馬委員長の報告についてご了承いただけますか。

それで進めたいと思います。

（「はい」と言う声あり）

○議長（鹿中順一君） ありがとうございます。

それでは茂呂竹議員の質問に答えてください。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 今の議員質問に答えます。

前回、平成 24 年から 26 年の第 5 期保健事業計画の中では、第 5 期の必要額としては 3,189 円という算定をしております。そして、その当時 9,000 万ほど準備基金がございましたので、そのうち 3,000 万ほど取り崩すということで 2,800 円に抑えたという経過がございます。

今回第 6 期の保険料必要額として算定されておりますのは 4,229 円です。それで、今おおむね 5,700 万ぐらゐの見込みで準備基金が年度末で 5,700 万ぐらゐの予定でございますが、それにうち 2,500 万円を取り崩して 3,800 円にするという考え方でありまして、全額取り崩すということではなく、そのまた 3 年後にもまた上がってくるだろうというふうに想定しておりますので、それは幾らか残して、また調整させていただくという考え方でございます。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） 私も基金に幾らあるのかということで調べてみたら、5,730 万 5,000 円という基金がありました。そのうちの半分以下の 2,500 万円を今後取り崩して 4,229 円になるところを 3,800 円に抑えたということだと思います。そのことはよくわかるのですが、もう少し、よその町はどうしているかよくわかりませんが、半分以上を残すという考え方、今後またその基金は基金で考えいけばいいのではないかというふうに思いますけれども、その次の値上げに向けてまた残しておかなければいけないという考え方について、ただ、ちょっとまだ私理解できませんので詳しく教えてください。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 今国のほうでは、2025 年、今の団塊の世代の方が 75 歳になる、後期高齢者になる。ここになると医療も介護も大変な事態が起きてくるよということで、国も公共団体もそれに備えていきなさいよという部分がございます。

現在推計している部分では、また 3 年後もかなり上がってくるという推計をさせていただいて、仮に今回基金をもう少し多く投入しても、今度下げますと、また今度そ

こからの上げ幅が上がってくるということも考えまして、5回、1,000円のアップという形になりますが、そういう形で基金を取り崩していただいて、この次に備えるという考え方で、今回その保険料額を設定したということでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（鹿中順一君） 日程第25、議案第19号 津別町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程になりました議案第19号 津別町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例について説明いたします。

資料の30ページをお開きください。

今回の改正につきましては、津別町介護予防・生活支援事業条例に定める生活援助員派遣事業の手数料は、介護保険法に定める介護報酬を基準として定めております。

平成27年4月1日より介護報酬改定が行われるのに伴い、手数料を改定することか

ら条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思いますが、2番目の生活援助員派遣事業、20分以上45分未満が現在「219円」を今回改正で「210円」にすると。45分以上につきましては、「271円」を「258円」に引き下げることによってございます。なお、1の通所介護予防事業につきましては、介護保険法の介護報酬をもとに算定してございませんので、従来どおり値段は変えないということによってございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、今回改正する内容を条文にしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するということによります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第21号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、議案第20号 津別町指定地域密着型介護予防サー

ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 27、議案第 21 号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって日程第 26、議案第 20 号 津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 27、議案第 21 号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 20 号から順次説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程になりました議案第 20 号 津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

まず、議案第 20 号からご説明申し上げます。説明資料 31 ページをお開きください。津別町指定地域密着型介護予防サービスの部分でございます。このサービスは何かと申しますと、地域密着型介護予防サービスというのは、あくまでも津別町に住所を有する方でないと利用できない施設になります。津別町にある施設としましては、小規模多機能ホーム、それとグループホーム、この 2カ所がこの地域密着型介護予防施設になります。これにつきましては、あくまでも津別に住所を有しないと入れない。

ほかの町からここの施設に入ろうと思っても入れない施設になってございます。

今回、介護保険法の施行規則の一部が改正になりましたので、これにあわせて条例を改正するというものでございます。関係する部分について説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、32、33 につきましては、うちの町にない施設ですので、ちょっと飛ばさせていただきます。34 ページ、第3章です。介護予防小規模多機能型居宅介護につきまして、35 ページの第6項です。指定介護予防小規模多機能居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設が併設されている場合においては、前項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能居宅介護従事者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能居宅介護従事者は、当該各号に掲げる施設等のサービスに従事することができるということで1、2、3、4号というふうに書いております。小規模多機能に併設されているこの1、2、3、4の施設については、職員が従事することができますよという規定でございますが、この部分が少し改正になりまして、次の表の左欄に掲げる場合において、前各号に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従事者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる介護予防小規模多機能型居宅介護従事者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができるということで、いいますとこの四角の欄でいきますと、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合については、ここで併設されている施設については指定認知症対応型共同生活介護事業所、これはグループホームを指します。指定介護密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、これは密着型の特別養護老人ホーム、指定介護療養型医療施設、これは療養型の施設です。こういう部分が併設されていれば、介護職員は職務に従事できますよというような形の規定に変わるということでございます。下の欄も同様の意味でございます。

次、36 ページをお開きください。ここの一番上のほうに、これは後のほうでも出てきますけれども指定複合型サービス事業者ということです。これが、指定複合型サービス事業者というのは何を言うかといいますと、小規模多機能型居宅介護、小規模多

機能型居宅介護事業所、これで小規模多機能型というのはホームヘルパー、ホームヘルプサービス、訪問介護、通所介護、ショートステイ、短期入所施設、この三つを持っています。それに、訪問看護を加えた部分が指定複合型サービス事業者と今までは言っていたのですが、これが今度の改正では、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者というふうに名前が変わるということでございます。

法律の改定により事業の名称が変わると、事業者の名称が変わるとご理解いただければなというふうに思います。

この辺がかなり変わってくるという形になります。39 ページをお開きください。今回の改正で一番大きい部分と申しますか、この部分でいえば39 ページの小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日に当たりの利用者数の上限をいうと書いております。ここの部分は改正になるということですが、今までは登録、右の欄に登録定員と書いてあります。登録定員は25が最大です。1日当たりの利用者、利用定員は15名でしたと。ここが改正になって、ここの表のとおり登録定員が26人又は27人の場合は、1日当たりの利用定員は16人になりますよ。最大29人まで登録できて1日当たりの利用定員は18人になりますよということで、登録定員と利用定員の拡大がなされてございます。これは小規模多機能型居宅介護、津別町にもありますけども、そこの事業所についてでございます。

40 ページをお開きください。40 ページの66条の第2項です。真ん中よりちょっと上の所ですが、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、みずからその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」今までは、自分のところで評価をして定期的に外部のものから評価をもらいなさいよという形になってございましたけれども、今度これが改正になりまして、「指定介護予防事業者は、みずからその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」ということで、「定期的に外部のものによる評価を受けて」という部分が今度削除されております。ここにつきましては、現在もやっていますが2カ月に1回運営推進会議というのをそれぞれの事業所で行っています。そこの出席者につきましては、役場の職員、介

護保険事業者、あと包括支援センターの職員、あと商工会の職員、あと地域住民、あと利用者の家族、これらが定期的にその施設に行き会話をしているということで、それらをきちっとやっていたら外部評価、別な業者による外部評価を受けなくてもいいですよというような形に変わってきているということでございます。

そして、その 40 ページの下の方に中段に第 4 章、介護予防認知症対応型共同生活介護、俗に言うグループホームになりますが、ここの第 3 節、設備に関する基準、第 74 条、「指定介護予防認知症対応型生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 又は 2 とする。」ということで、これは、基本的にグループホームについては、1 というのは 1 ユニットと言っています。1 人当たり 1 ユニット 9 人です。それが 2 ユニットですから 18、最大 18 までですよと言っていたのが、今回の改正により 74 条ですけれども、「ただし、指定介護予防事業認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であること、その他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認める場合は、1 の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。」ということで、用地の確保が困難で今ある施設が使いやすくなるのであれば 3 ユニットまでオーケーですよ。3 × 9 = 27、27 人まで施設をつくるのが可能ですよ。今まで 18 だったのが 27 になるということでご理解いただければと思います。

これが大体主な改正内容になります。

次、議案第 21 号、津別町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてということで、介護予防については要支援対象者でございますが、今回こっち側のほうは、要介護状態の方の対象の施設ということで、ほとんどの施設が要支援も要介護者も受けれるというような形になってございます。ただ、条例上は介護予防と分けているということでご理解いただければと思います。

ここの、まず最初の「複合型サービス」、先ほども説明した第 9 章「複合型サービス」、線を引いてあります改正前の所、ですから先ほども申しましたけども、複合型サービスとは小規模多機能居宅介護、ヘルパーサービス、デイサービス、ショートステイ、これが小規模多機能居宅介護ですが、それに訪問看護をプラスしている事業所は、複

合型サービスと言っていました、それが今度名称も「看護小規模多機能型居宅介護」というふうに名称が変わるというようなことをごさいます。

48 ページをお開きください。ここにも第5章、小規模多機能型居宅介護というふうにあります。先ほどと同様に人員に関する基準の中で従業者の員数等ということで書いてごさいます。これも、先ほど説明したとおり、併設されている施設の人員について記載してごさいます。

52 ページをお開きください。52 ページの第2項と申しますか中段の所です。これにつきましても、「通いサービス、登録定員の2分の1から15人」という部分、登録人員が今まで25人、利用定員は1日当たり15人という部分だったのですが、これも改正になりまして、先ほどと同じように「登録定員26人又は27人の場合は、1日当たりの利用定員は16人」ですよ。「最大登録定員は29人」です。「利用定員の1日最大は18人」ですよということで、この部分が変わってごさいます。

次は、54 ページをお開きください。54 ページの113条、これも先ほどの介護予防のほうで説明いたしましたが、「指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は、1又は2とする。」1ユニット、2ユニットと考えていただければいいのですが、これも同様に拡大になりまして、「ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることと、その他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。」ということで、これも最大3ユニット27名まで増設できると、条件によってはできるということを規定されています。

あと、以下につきましては、先ほど説明いたしました「複合型サービス」、これが「看護小規模多機能型居宅介護事業所」という言い方に変ってきているという部分が主な改正内容になってくるのかなというふうに考えてごさいます。

例えば61 ページあたりを見ますと、これは複合型サービスが、第9章「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」になるということで、その名称の変更が主なものでごさいます。

今説明した内容につきましては、地域密着型サービスというのはいろいろあります

けども、津別町に存在する小規模多機能介護の部分と、あと認知症生活介護、グループホームの関係について、ちょっと簡単に説明させていただきました。

議案に戻っていただきまして、第 20 号、あと第 21 号につきましては、ただいま説明いたしました内容を改正条文としてやったものでございます。

附則といたしまして、第 20 条につきましては、27 年 4 月から施行する。第 21 条につきましても、附則といたしまして 27 年 4 月 1 日から施行するということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに議案第 20 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 20 号及び議案第 21 号の 2 件については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号～議案第 23 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、議案第 22 号 津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 29、議案第 23 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 28、議案第 22 号 津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 29、議案第 23 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 22 号から順次説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいま上程となりました議案第 22 号及び第 23 号につきまして内容の説明を申し上げます。

はじめに、議案第 22 号 津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が改正されたことにより、当該法律の規定を引用しております条項の引用法律名を変更するものであります。

議案書の条文整理のとおり第 2 条第 1 号中、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第 1 条に規定する政令で定める日から施行しようとするものです。

続きまして、議案第 23 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、手数料徴収条例第 2 条に係る別表の改正となり 2 件ございます。1 件目ですが、先に説明しました議案第 22 号の改正内容と同様であります。

引用法律名の変更に伴う改正であります。2件目につきましては、改正農地法により農地に関する農地台帳及び地図を公表することとされていることに伴いまして農地台帳の閲覧及び農地台帳記録要約書の交付に係る手数料を追加する改正であります。

それでは、説明資料 71 ページの新旧対照表をご覧ください。手数料徴収条例第 2 条にかかる別表中、6 の項で引用しています下線で示しております法律名の改正で、改正後、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものです。

次に、同別表中の 10 の項、農業委員会に関する手数料につきまして、新たに徴収する項目として（5）として「農地台帳の閲覧」、（6）として「農地台帳記録事項要約書」を追加し、改正前（5）の「その他の証明」を（7）に繰り下げるものです。また、徴収する金額につきましては、（5）及び（6）とも「1件につき 400 円」とするものです。

それでは、議案にお戻りください。23 号のほうの議案になります。ただいま説明いたしました内容を条文化したものです。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

ただし、別表 6 の項の改正規定は、鳥獣の保護及び適正化に関する法律の一部を改正する法律、附則第 1 条に規定する政令で定める日から施行しようとするものです。

以上、議案第 22 号と議案第 23 号につきまして説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに議案第 22 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 22 号及び議案第 23 号の 2 件については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時 04 分

再開 午後 3 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 24 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 30、議案第 24 号 レストハウス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

横山産業振興課参事。

○産業振興課参事（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 24 号 レストハウス条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

今回の一部改正の内容につきましては、当該施設が使用料の定めに基づき使用料を徴収して不特定多数のものが使用する施設ではないことから、実態に則した文言の整

理を行い改正しようとするものであります。

それでは、説明資料の 72 ページ、新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。第 3 条使用料につきましては、見出しを含め「使用料」を「貸付料」に改め、第 4 条使用の条件につきましては、見出しを含む「使用」を「貸付け」に改め、第 5 条使用料を免れたものに対する過料につきましても、同じく見出しを含め「使用料」を「貸付料」に改めるものであります。

議案に戻っていただきたいと思えます。本文につきましては、ただいま説明しました内容を条文化したものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 24 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 31、議案第 25 号 津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としま

す。

内容の説明を求めます。

横山産業振興課参事。

○産業振興課参事（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 25 号 津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、燃料費の高騰、その他経費の増額及び消費税率等の税率改正を主な理由として、入浴料金を値上げすることとし改正しようとするものであります。

それでは、説明資料の 73 ページをご覧くださいと思います。新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

別表の 4、入浴料ですが、普通券、1 回券、大人「500 円」を「600 円」に。子ども「200 円」を「250 円」に改め、回数券 13 回券、大人「5,000 円」を「6,000 円」に。子ども「2,000 円」を「2,500 円」に改めようとするものであります。

議案に戻っていただきたいと思います。本文につきましては、ただいま説明しました内容を条文化したものであります。

附則といたしましてこの条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号～議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 32、議案第 26 号 津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 33、議案第 27 号 津別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 32、議案第 26 号 津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 33、議案第 27 号 津別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 26 号から順次説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） ただいま上程となりました議案第 26 号 津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 27 号 津別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明申し上げます。

改正の理由につきましては、道路占用料につきましては、道路法の規定に基づき、各道路管理者が条例によりその額を定めるとされており、国の道路法施行令で定める占用料の額に準拠して定めているところです。平成 26 年 4 月に道路法施行令の一部を改正する政令が施行され、占用料が引き下げられたことを受けまして、今回町の道路占用料を引き下げる条例改正を行うものであります。津別町普通河川条例につきましても、今回の道路占用料徴収条例の改正に合わせて関連する土地占用料について条例

改正を行うものであります。また、文言の整理を行うものであります。

では、説明資料の新旧対照表に沿い内容を説明いたします。説明資料の 74 ページをお開きください。別表第 3 条関係、右側が改正後であります。表に記載のとおり占用料のみの改正となっております。30%ほどの減額改正となります。

次に、説明資料の 76 ページをお開きください。普通河川条例、別表第 21 条関係、土地占用料、右が改正後であります。区分の電柱を道路占用料徴収条例に合わせて「電柱」を「第 1 種」から「第 3 種」、「電話柱」を「第 1 種」から「第 3 種」、「その他の柱類」、「共架電線その他上空に設ける線類」に区分し、占用料は表のとおりに改正するものであります。

文言の整理につきましては、表中の管の埋設、その他の敷地の単位について、ローマ字の略語になっている「m」、「m²」を日本語表記とするものであります。

備考ですけれども、5 項として電柱について、6 項として電話柱について、7 項として共架電線について説明を加えるものであります。

議案に戻っていただきまして、議案第 26 号、議案第 27 号の条文につきましては、ただいま説明した内容を条文として整理したものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに議案第 26 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 26 号及び議案第 27 号の 2 件については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 34、議案第 42 号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（藤原勝美君） ただいま上程されました議案第 42 号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正趣旨につきましては、活汲、本岐両小学校の閉校に伴い、屋内運動場の使用が不可になることから、今般使用料を徴収しております学校開放施設から削除する内容に改めるものであります。

それでは、お手元の説明資料 78 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。別表第 15 中の改正前、「活汲小中学校屋内運動場」と「本岐小学校屋内運動場」を改正後削除して改めるものと、備考 3 項文中の「津別小学校、津別中学校は」並びに「活汲小中学校、本岐小学校にあつては屋内運動場の 2 分の 1」を削除する内容に改めるものであります。

議案本文に戻っていただき、ただいまご説明いたしました内容を条文にしたもので

あり、附則といたしまして、改正条例の施行月日を平成 27 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 42 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 35、議案第 28 号 津別町立へき地保育所条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 28 号 津別町立へき地保育所条例を廃止する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

へき地保育所につきましては、活汲、本岐、津別、3カ所ございますが、4月1日から認定こども園にすべて移行することから、へき地保育所条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、この条例は 27 年 4 月 1 日から施行すると。

2項といたしまして、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正を行うということで、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を次のように改正する。第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号まで1号ずつ繰り上げるというものでございます。

以上、内容の説明を終えましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（鹿中順一君） 日程第36、議案第29号 平成26年度津別町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ただいま上程となりました議案第29号 平成26年度津別町一般会計補正予算（第9号）につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、確定を見ております歳入歳出の精査を基本といたしまして、豪雪によります除雪費用の増額、それと基金に積み立てをする費用を増額する

ことを基本としまして補正予算を組ませていただいております。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第1条第1項におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ527万3,000円を追加し、補正後の歳入支出予算の総額を57億7,560万7,000円と規定するものであります。

第2項及び第2条の地方債補正につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。

資料の事項別明細書につきまして歳出から説明させていただきます。9ページから10ページをお開きください。それで、まず大変申し訳ありませんが印刷様式についてお詫びを申し上げたいと思います。12月の定例会後におきまして新しい事項別明細書の様式を説明しておりましたが、実はこれまで記載しておりました事業ごとの財源内訳が記載されていません。これはシステムで用意されたものが目までの財源充当となっております。現在このシステム修正をお願いしているところであります。修正が終わるまでご不便をお掛けしますが、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。なお、新年度のほうは、平成27年度当初予算につきましては、以前のシステムを利用しまして昨年と同じ様式、事業ごとの財源内訳まで記載して印刷しておりますので、この点もご承知いただきたくよろしくお願いいたします。

それでは補正内容の説明をいたします。事業費の精査にかかわるものにつきましては、説明を省略させていただきます。その他の主なもののみについて説明いたしますことをご了承ください。

まず、款2総務費、項1総務管理費ですが、目1一般管理費において交際費について、特に慶祝費、お祝いごとの関係の経費が、ちょっと増になったことによりまして今回10万円の増額をお願いいたします。目3財政管理費ですが、一般財源の調整として財政調整基金積立に306万1,000円の増額、減債基金積立金は、特定公共賃貸住宅等の予定していた償還予定分の積み立てについて償還の金額が確定に伴いまして107万6,000円の減額。公共施設等整備基金積立金につきましては、補正財源等として取り崩した額に見合う額を一般財源から積み直しといたしまして1,000万円の増額です。

目5財産管理費では、除排雪委託費として庁舎等の維持管理経費で5万5,000円、次12ページになりますが、町有住宅の維持管理経費で6万6,000円の増額となります。

次に、11 ページからの項2 地域振興費、目1 企画総務費ですが、人づくり・まちづくり活動支援事業におきまして、審査会の追加開催をするということで1 回分として報酬と費用弁償合わせて1 万4,000 円の増額になります。

次に、13 ページ、14 ページをお開きください。まちなか再生支援事業につきまして、新規の事業の追加になりますが、平成27 年度に行う予定の事業に対しまして、2 月の臨時会で条例制定いたしましたまちなか再生協議会を3 月中に立ち上げる会議予算として5 万8,000 円の追加となります。

また、地域振興基金積立金は、公共施設等整備基金と同様に、これまで補正財源として取り崩してきました額に見合う額を一般財源から積み直しとして500 万円の増額となります。

下段のほうの目3 企画振興費は、これはふるさと定住促進事業としまして中古住宅購入分補助3 件分90 万円の増額となります。

次、15 ページから16 ページをお開きください。多目的活動センター管理運営経費については、これも除排雪委託料として7 万1,000 円の増額。ふるさとつべつ応援基金積立金は、これはふるさと納税による寄附金の増分で25 万6,000 円の増額となります。

次に、項3 徴税费ですが、目1 税務総務費において、国税と連携するシステムにおきまして受信サーバーを公開することになりまして、それに伴う委託料9 万1,000 円の追加となります。

次、飛びまして19 ページ、20 ページのほうをお開きください。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費におきまして、障害者総合支援事業経費の扶助費については、ここまでの実績により見込み額になるのですが303 万6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

社会保障事業基金積立金は、これは新規事業ということになりますが、昨年12 月議会で基金の設置条例の制定として説明いたしました。地方消費税の増税分につきまして、確定分について年額から推計した金額1,137 万3,000 円を基金の積み立てといたしまして追加補正するものであります。

次、介護保険事業特別会計繰出金は、給付費精査による減額が主ですが、介護報酬等改正に伴うシステム改修等の事務費繰出分で増額分24 万3,000 円を含んでおります。

目2 社会福祉施設費は、共和集会施設の除排雪委託料として3万7,000円の増額となります。目5 老人福祉費ですが、21ページ、22ページ、次のページをお開きください。介護サービス支援事業としまして、これは恵和福祉会に対しまして、施設の修理費用、自動ドア等の修理費用としまして57万7,000円の補助の増額補正となります。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費につきましては、扶助費として心身障害児等交通費、これは利用増によりまして10万8,000円の増額とさせていただきます。

次、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生費につきましては、保健衛生事務経費として、昨年策定しました第2次津別町健康づくり計画におきまして、把握していない現状地を調査するというので、実施するアンケートの回収費用として郵送料18万7,000円の増額となっております。目3 環境衛生費は、23ページ、24ページのほうをお開きください。これは事業費精査となりますが、下水道事業特別会計繰出金は95万3,000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金は53万円の減額となります。

款6 農林業費、項1 農業費については、すべて事業費の精査になります。27ページ、28ページまでちょっと飛びますがお開きください。項2 林業振興費におきまして、林業振興対策補助費等で、これは林協への利子補給補助金としまして、特別融資分が増額になります。6万5,000円の増額補正をお願いすることになります。また、木材工芸館・体験工房体験経費は、29、30ページのほうになりますが、除排雪の委託料としまして、こちらも16万2,000円の増額をお願いします。

では、精査が続きますので、次の31ページ、32ページをお開きください。款7 商工費、項1 商工費は、目2 商工振興費におきまして地域振興センター、こちらも地域振興センターの除排雪委託料としまして12万6,000円の増額をお願いします。

款8 土木費は、項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費で、これも町道の除排雪委託料として200万1,000円の増額補正となっております。

では次、33ページ、34ページをお開きください。これも除排雪経費ですが、項4 住宅費、目1 住宅管理費におきまして、町営住宅管理経費のところで除排雪委託料47万6,000円の増額となります。

あとは事業費精査ですので、35ページ、36ページをお開きください。款9 消防費、項1 消防費、目1 消防総務費は、これは事務組合に対する負担金の精査になります。

161万8,000円の減額補正となります。

次、款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費は、これは教育委員の交代によりまして費用弁償が新たに出るといふ方がおられましたので、その増分として5,000円の増額となっております。

目3義務教育振興費は、37ページ、38ページになります。中体連・学校行事等の負担金で、活汲小学校が全日本リコーダーコンテストに参加するといふ費用で50万円の追加となります。これは精算分を差し引きまして10万9,000円の増額補正という形になります。

項2小学校費は、目1学校管理費で、これはスチームポンプ等の修繕が必要になりまして、これは流用元の電気料に45万4,000円の増額補正をお願いするものです。また、役務費の薬品等廃棄処理手数料につきましては、本岐小学校、活汲小学校の閉校に伴います薬品類の処分手数料で48万7,000円の追加となります。また、学校施設の除排雪委託料として26万1,000円の増額となるところです。

中学校費は、39ページ、40ページのほうをご覧ください。目1学校管理費で、学校施設のこれも除排雪委託料としまして13万6,000円の増額補正となります。

項4社会教育振興費ですが、目3会館管理費、41ページ、42ページのほうをお開きください。こちら公民館の除排雪委託料と生活改善センター、除排雪委託料としてそれぞれ3万7,000円ずつの増額補正となります。

項5保健体育費は、目2体育施設費におきまして、屋内ゲートボール場除排雪委託費1万3,000円、トレーニングセンター除排雪委託料として3万1,000円それぞれ増額となるものです。目4の学校給食費は、財源のみ補正となります。

それでは、歳入のほう、3ページから4ページのほうをお開きください。款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金につきましては、歳出でも言いましたが、消費税増額分に係る地方消費税交付金の増額で、現在確定している金額から年額を推計しまして1,137万3,000円を増額するものですが、これにつきましてすべて社会保障事業基金に積み立ていたしまして、次年度、27年度の社会保障事業の財源とするものであります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4農林業国庫補助金につきましては、農業費

国庫補助金としまして鳥獣被害防止総合対策事業に対して、がんばる地域交付金として1,179万8,000円の追加となります。

では、5ページ、6ページほうをお開きください。次、款15財産収入、項2財産売払収入、目4物品売払収入につきましては、これはまちバス等の車両売払収入としまして16万4,000円の追加となります。

16 寄附金、項1 寄附金、目2 総務費寄附金につきましては、ふるさと納税に係る寄附金の増ということで25万6,000円の増額となります。

款17 繰入金、項1 基金繰入金、目1 基金繰入金につきましても、これも各種事業の精査分ですが、地域振興基金繰入金につきましては、ふるさと定住などの増によりまして91万4,000円の増額となるところです。

次、7ページから8ページのほうをお開きください。款19 諸収入、項5 雑入につきましては、目6 雑入におきまして、事故共済金として地域おこし協力隊の車両や建設車両のショベル、給食配送車等の事故に対しての共済金として61万2,000円の増額となります。また、国保被保険者分の肺炎球菌予防接種料として28万円の増額となっております。

款20 町債、項1 町債につきましては、各事業の精査によりまして4事業の増減をお願いするものであります。

それでは、議案の補正条文にお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書のほうで説明いたしましたものを補正内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理しまして、第1項の補正額及び予算総額とするものであります。

第2条の地方債補正につきましては、第2表のとおり変更4件という形で、起債の限度額を10億2,834万9,000円とするものであります。

以上、内容についてご説明いたしましたので意見案を承認賜りたくよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「ない」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 29 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 37、議案第 30 号 平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（五十嵐正美君） ただいま上程となりました議案第 30 号 平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由といたしましては、歳出では額の確定精査による補正であり、歳入では交付金等の額の確定精査及び国保基金繰入の追加等を内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から 606 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 2,195 万 7,000 円とするものです。

それでは、歳出から主なものについてご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費は、給付費の精査により 1,000 万円を減額するものです。

7 ページ、8 ページをお開き願います。款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金、高額医療費共同事業費医療費拠出金は、拠出金額の確定に

よりまして、共同事業医療費交付金の追加を含め 208 万 8,000 円を減額、目 3 保険財政共同安定化拠出金は、拠出金額の精査により 368 万 9,000 円を減額するものです。

款 11 諸支出金、9 ページ、10 ページをお開きください。項 1 償還金及還付加算金、目 3 償還金、療養給付費等償還金は、超過交付額の確定に伴い償還金として 1,021 万 5,000 円を追加するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。3 ページ、4 ページにお戻りください。款 6 連合会支出金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金 142 万 7,000 円の減額、目 2 保険財政共同安定化交付金 923 万 2,000 円の減額、それぞれ交付金額の確定によるものです。

款 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 国庫基金繰入金は、財政補填等精査で、国保基金からの繰入を 638 万円追加するものです。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額に款項ごとに第 1 表で整理させていただいたものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 38、議案第 31 号 平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 31 号 平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では事業実績及び今後の見込みによる保険給付費の減と基金積立金の増であり、歳入では事業実績に伴う国庫支出金及び支払基金交付金、繰入金の減を主なものとして補正を行うものでございます。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 2,175 万 9,000 円を減額し、歳入支出予算の総額を 4 億 9,952 万 6,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の総務一般事務費の 19 節負担金補助及交付金では、北海道自治体情報システム協議会 48 万 6,000 円の追加でございますが、27 年からの介護報酬改定に伴うシステム改修費の追加でございます。

次の款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費では、給付見込みによる精査であります。目 1 居宅介護サービス給付費において 900 万円の減額、目 2 施設介護サービス費では 700 万円の減額、目 5 居宅介護サービス計画給付費では 100 万円の減額。7 ページ、8 ページをお開きください。目 6 地域密着型介護サービス給付費では 700 万円の減額であります。項 6 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費では、100 万円の減額となります。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金につきましては、歳入でも説明いたしますが、前年度の介護給付費に係る国庫負担金の確定により 275 万 8,000 円の交付がありましたので、利息の減と合わせて 275 万 5,000 円を追加するものでございます。

続いて歳入にお戻りいただきたいと思えます。3 ページ、4 ページをお開きください。歳入につきましては、歳出で説明しました介護給付費の精査による補正でありま

す。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金では177万円の減額であります。内訳は、現年度分452万8,000円の減額、過年度分として275万8,000円の追加であります。項2国庫補助金、目1調整交付金では、248万9,000円の減額、目4介護保険事業補助金24万3,000円は、システム改修費補助の追加でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は725万円の減額となります。

款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金は359万8,000円の減額になります。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利息及配当金は3,000円の減額になります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金312万5,000円の減額、目4その他一般会計繰入金24万3,000円の追加、項2基金繰入金、目1基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金401万円の減額となります。

それでは、条文に戻っていただき、第1条第2項に定める第1表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 39、議案第 32 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 32 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）につきましてご説明いたします。

補正の理由といたしましては、事業完了精査によるものです。第 1 条においては、歳入歳出それぞれ 1,595 万 9,000 円を減額し、予算総額を 4 億 6,931 万 6,000 円とする補正をお願いするものです。

歳出から主なものについてご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。5 ページ、中ほど、目 1 下水道整備費については、6 ページ、管渠等施設整備事業補助経費において、節 15 工事請負費は 7 号汚水幹線管渠新設工事ですが、農業集落排水管理センターから活汲市街 1,352 メーターの管渠を布設したことによる事業完了精査により 581 万 2,000 円の減額となります。

7 ページ、8 ページの項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備費につきましては、個別排水整備事業経費において、節 13 委託料が当初予算 5 カ所の見込みのうち、実施 1 カ所につきまして 132 万 6,000 円の減額となります。

節 15 工事請負費は、設置工事について当初 5 基設置見込みのうち、実施 1 カ所で 776 万 4,000 円の減額となります。撤去工事は 1 カ所実施いたしまして 7 万 5,000 円の減額となり、歳出合計で 1,595 万 9,000 円の減額をお願いするものです。

3 ページの歳入にお戻りいただきます。款 1 分担金及負担金は、目 2 個別排水受益者分担金にて事業精査により 40 万円の減額、目 3 集落排水受益者分担金につきましては、公共汚水柵の 2 基新設により 19 万 9,000 円の増額。款 2 使用料及び手数料は調停見込額の精査です。款 3 国庫支出金は、社会資本整備総合交付金事業完了に伴う交付金の精査で 518 万 2,000 円の減額。款 4 繰入金、款 7 町債は、事業完了による精査で、歳入全体では 1,595 万 9,000 円の減額をお願いするものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項第1表につきましては、補正内容を款項区分に整理したものでございます。第2条につきましては、第2表のとおり地方債の限度額を変更するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号

○議長（鹿中順一君） 日程第40、議案第33号 平成26年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第33号 平成26年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、事業完了に伴う精査でございます。第1条につきましては、歳入歳出それぞれ21万4,000円を減額し、予算の総額を4,243万7,000円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。目1一般管理費は、給水施設管理経費において、役務費、委託料が事業精査により合わせて21万4,000円の減額となります。

3ページの歳入にお戻りください。款2使用料及び手数料は、調定額の精査により31万6,000円の増額となります。款3繰入金は、歳出歳入の精査により53万円の減額となります。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、補正内容を款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（鹿中順一君） 日程第41、議案第34号 平成26年度津別町上水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 34 号 平成 26 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、電気料値上げによる費用の追加、新企業会計適用に伴う減価償却費の追加及び事業完了精査でございます。第 1 条につきましては、補正予算の総則です。第 2 条以下について規定したものでございます。第 2 条につきましては、収益的収入及び支出において、支出の予定額を補正するものでございます。

3 ページをお開き願います。目 1 原水費及び浄水費では、電気料改定に伴い光熱水費で 2,000 円、動力費で 3 万 9,000 円、目 2 配水費、配水及び給水費の光熱水費で 16 万 6,000 円の追加をお願いするものです。目 4 減価償却費については、平成 26 年度からの新地方公営企業法会計適用制度適用によりまして 463 万 7,000 円の追加をお願いするものです。従来、補事業等で取得した固定資産は、補助金分の償却を行わないみなし償却が認められておりましたが、通常償却を行うこととして受贈した最上地区営農用水の減価償却費について増額するものでございます。その他については、事業完了精査によりそれぞれ追加、減額するものでございます。

1 ページにお戻りいただきます。第 2 条の支出の予定額につきましては、第 1 款水道事業費用において 407 万 6,000 円を追加する補正をお願いするものです。

2 ページは、予算補正実施計画で、款項目区分に整理したものでございます。

5 ページをお開き願います。5 ページにつきましてはキャッシュ・フロー計算書です。今回の補正によりまして、2 行目、当年度純利益は 432 万 8,000 円となり、一番下、資金期末残高は 2 億 5,090 万円となります。

6 ページ、8 ページは予定貸借対照表です。6 ページの下から 6 行目、現金預金は、2 億 5,090 万円となり、8 ページ下から 5 行目、当年度純利益は 432 万 8,000 円となります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長(鹿中順一君) お諮りします。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

これでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日は、これで散会します。

明日は午前10時から再開します。

ご苦労さまでした。

(午後4時10分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員